

第 1 章

教育政策の動向及び上位計画の整理

1 松原市教育振興基本計画の位置づけ（全体像）

松原市教育振興基本計画の策定にあたり、前提とすべき上位計画等と計画期間は以下の通り。

	平成 30 年度 (2018)	令和元 年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	
												根拠法令
国 (閣議)	第 3 期教育振興基本計画 (H30~R4)											教育基本法 第 17 条第 1 項
大阪府 (知事)	大阪府教育振興基本計画 (H25~R4)											教育基本法 第 17 条第 2 項
	大阪府教育振興基本計画 事業計画 (H30~R4)											
松原市 (市長)	第 4 次	松原市第 5 次総合計画 (R 元~8)										地方教育行政の組織 及び運営に関する法律 第 1 条の三
	松原市教育大綱 (H28~R5)											
松原市 (教委)	松原市教育振興 基本計画 (前期計画) (H28~R 元)		松原市教育振興基本計画 (後期計画) (R2~5)					第 2 期松原市教育振興基本計画 (R6~10)				教育基本法 第 17 条第 2 項
	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	

※事業の実績等について、「教育に関する事務の点検・評価結果報告書」を作成（対象：教育委員会の権限に属する事務）

地方教育行政の組織
及び運営に関する法律
第 26 条

2 計画の根拠法令

(1) 教育基本法

松原市教育振興基本計画は教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく計画である。

【教育基本法（抜粋）】

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 前提とすべき計画

(1) 国（閣議） 第3期教育振興基本計画

- ① 教育振興基本計画 第3期計画について（対象期間：平成30年度～令和4年度）

教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画である。平成30年6月15日付けで、第3期の教育振興基本計画を閣議決定された。

第3期教育振興基本計画(概要)

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2) 教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員育成、先進事例の共有]
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
○学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ○学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
○大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ○社会人のリカレント教育の環境整備
○若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ○大学施設の改修 等
- ・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持	○新学習指導要領の着実な実施等
	(2) 豊かな心の育成<〃>		○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成
	(3) 健やかな体の育成<〃>		○いじめ等への対応の徹底、人権教育
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>	○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善	など
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>	○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善	など
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする	○日本人生徒・学生の海外留学支援
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成	○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加	○大学院教育改革の推進
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成	など	など
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験が地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進	○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする	○社会人が働きながら学べる環境の整備
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進	など	など
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(13) 障害者の生涯学習の推進		など
	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総務時間の短縮	○教職員指導体制・指導環境の整備
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備	○学校のICT環境整備の促進
	(17) ICT利活用のための基盤の整備	○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減	○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備	○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了)	○学校安全の推進
	(19) 児童生徒等の安全の確保	○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善	など
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	など	

② 第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）の諮問の概要

次期教育振興基本計画（令和5(2023)年度～令和9(2027)年度） 諮問の概要

○教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

社会の変化（2040年以降の社会）

- ・人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化、地球環境問題など
- ・変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代であり、先行き不透明で将来の予測が困難な未来

望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代

超スマート社会（Society 5.0）

一人一人の人間が中心となる社会
労働市場の構造や職業そのものの抜本的な変化

ウェルビーイング

一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の
幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）

- ・「変革を起こすコンピテンシー」、新たな価値を創造していく力
- ・幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院までが、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなること
- ・絶えず変化する予測困難な社会における人材移動を支える社会人の学び直し（リカレント教育）
- ・全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進

- 「令和の日本型学校教育」答申：「個別最適な学び」と「協働的な学び」
 - ・一人一台環境の実現や公立小学校における35人学級の計画的整備など教職員定数の改善 等
- 「グランドデザイン」答申
 - ・「学修者本位」を前提とした制度改正の提言 等

- 新型コロナウイルス感染症を契機として
 - ・デジタルがもたらす学びにおける可能性の提示、学びの在り方の変容
 - ・学校の持つ福祉的機能や教師の存在意義、リアルな体験の持つ価値の再認識

○超スマート社会（Society 5.0）に対応し、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況。「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが必要。

○共生社会を実現していく上で、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていく必要。

諮問事項

- ① 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、国内状況の変化、国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について。特に、オンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について
- ② 上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階における、今後5年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について
- ③ 学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて
- ④ 第3期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について

これまでの教育振興基本計画

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）を策定、平成25年6月に第2期計画（平成25年度～平成29年度）を策定。
- 現在は第3期計画（平成30年度～令和4年度）の期間中。

第1期計画

対象期間	平成20（2008）年度～平成24（2012）年度
基本の方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿
教育の目指すべき方向性	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する
成果目標・指標	なし

第2期計画

対象期間	平成25（2013）年度～平成29（2017）年度
基本の方針	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築
教育の目指すべき方向性	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成
成果目標・指標	あり

第3期計画

対象期間	平成30（2018）年度～令和4（2022）年度
基本の方針	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
教育の目指すべき方向性	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する
成果目標・指標	あり

(2) 大阪府（知事） 大阪府教育振興基本計画

① 大阪府教育行政基本条例

大阪府教育行政基本条例は、「第2章 教育振興基本計画」において、教育振興基本計画の策定義務（第3条）、及び策定手続き（第4条）を定めている。

【大阪府教育行政基本条例（抜粋）】

第二章 教育振興基本計画

（教育振興基本計画の策定義務）

第三条 府は、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第十七条第二項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

（教育振興基本計画の策定手続）

第四条 知事は、委員会と協議して、基本計画の案を作成するものとする。

2 基本計画は、大阪府議会の議決を経なければならない。

3 知事は、第一項の規定による協議が調わなかったときは、委員会の意見を付して大阪府議会に提出するものとする。

4 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 府における教育の振興に関する基本的な目標及び施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、府における教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 知事及び委員会は、基本計画の案を作成するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くとともに、府民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

6 知事は、第二項の議決があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

② 大阪府教育振興基本計画（対象期間：平成25年度～令和4年度）

大阪府教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項及び大阪府教育行政基本条例第3条に規定する「基本的な計画」である。概ね幼児期から高校段階までの教育を核とした、高等教育(大学)を除く学校教育、家庭教育、社会教育等に関する大阪府の施策を対象範囲とする。

大阪府教育振興基本計画の概要

<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1. 策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育に求められる役割や教育行政に対する保護者や府民の期待が大きくなっており、そうしたニーズにしっかり応えるためには、不断の教育改革が必要。 これまで大阪が大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに発展させるとともに、大阪の子どもたちが、次代の社会を担う自立した大人となっていけるような力をはぐくむため、大阪府における教育の振興に関する基本的な目標や施策のあり方、施策を総合的かつ計画的に推進するための事項をとりまとめる。 <p>2. 計画の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育基本法第17条第2項及び大阪府教育行政基本条例第3条に規定する「基本的な計画」。 概ね幼児期から高校段階までの教育を核とした、高等教育(大学)を除く学校教育、家庭教育、社会教育等に関する府の施策を対象範囲とする。 <p>3. 計画の期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から平成34年度までの10年間。 平成29年度までの5年間で取り組む具体的な施策をまとめた「事業計画」を別途作成。 <p>4. 計画の推進方策</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校や市町村との連携 公私の連携 家庭、地域との連携 大学、企業、民間団体等との連携 国への働きかけ 点検・評価と結果の公表 	<p>第3章 大阪の教育がめざすもの(基本的な目標)</p> <p>【めざす目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自らの力や個性を發揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり 大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり 自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり <p>【教育振興の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての子どもの学びの支援 教育の最前線である学校現場の活性化 社会総がかりでの大阪の教育力の向上
<p>第2章 大阪の教育を取り巻く状況</p> <p>1. 社会経済状況の変化</p> <ol style="list-style-type: none"> 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行 国際化・経済のグローバル化の進展 格差の増大と固定化 雇用環境の変化 知識基盤社会の到来 東日本震災の教訓 <p>2. 大阪の教育をめぐる動向</p> <ol style="list-style-type: none"> 大阪府教育行政基本条例及び大阪府立学校条例の制定 公立及び私立高校授業料無償化の実施 教育における地方分権の推進 	<p>第4章 基本方針</p> <p>1. 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上 これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ 互いに高めあう人間関係づくり 各校理間連携の推進 <p>2. 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます</p> <ol style="list-style-type: none"> 公私が力を合わせて高校の教育力を向上させます <ul style="list-style-type: none"> 就学機会の確保と学校を選択できる環境づくり 公私の切磋琢磨と連携・協力による取組み 活力あふれる府立高校づくりをすすめます <ul style="list-style-type: none"> 社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実 生徒の自立を支える教育の充実 息つきがよくなる学校づくり 学習環境の整備 公平でわかりやすい入学選抜の実施 活力あふれる学校づくりをめざした府立高校の再編整備 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します <ul style="list-style-type: none"> 公私を問わず自由な学校選択の支援 特色ある私学教育の振興 <p>3. 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した連携整備 就労を通じた社会的自立支援の充実 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実 発達障がいのある児童・児童・生徒への支援 府立学校における障がいのある子どもへの支援 <p>4. 子どもたちの豊かたでたくましい人間性をはぐくみます</p> <ul style="list-style-type: none"> 憂鬱や悲しみを乗り越え粘り強くチャレンジする力をはぐくみ 社会に参画し貢献する態度や態度をはぐくみ ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性をはぐくみ いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化 身体罰等の防止 <p>5. 子どもたちの健やかな体をはぐくみます</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動機会の充実による体力づくり 各学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を促した健康づくり
	<p>6. 教員の力ややる気を高めます</p> <ul style="list-style-type: none"> 大量退職・大規模採用を踏まえた教員の質・能力の向上 逃がらぬ教員がより輝ける仕組みづくり 進捗が不透明な教員への厳正な対応 府立学校における教員の質向上に向けた取組みの支援 <p>7. 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます</p> <ul style="list-style-type: none"> 校長マネジメントによる学校経営の推進 地域・保護者との連携による開かれた学校づくり 学校業務の効率化 府立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進 <p>8. 安全で安心な学びの場をつくります</p> <ul style="list-style-type: none"> 府立学校の計画的な施設整備の推進 防災書等に迅速に対応するための備えの充実 安全・安心な教育環境の整備 府立学校における安全・安心対策の促進 <p>9. 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備 働きがちながりの中での家庭教育支援 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実 <p>10. 私立学校の振興を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> 府立幼稚園における取組みの促進 府立小・中学校における取組みの促進 府特色・魅力ある私立高校づくりの支援 専修学校・各種学校における取組みの促進 府立学校における障がいのある子どもへの支援 府立学校におけるいじめや不登校等生徒指導上の課題解決、及び体罰等の防止に向けた取組みの促進 府立学校における教員の質向上に向けた取組みの支援 府立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進 府立学校における安全・安心対策の促進

(3) 松原市（市長） 松原市第5次総合計画

松原市第5次総合計画は、本市のまちづくりの将来像やめざすまちの姿、それを実現するための基本方向などを明らかにした計画である。計画の期間、及び構成は以下の通り。

【計画の期間】

令和元年度～令和8年度

【構成】

<基本構想>

第1章 第5次総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

第2節 計画の構成、期間

第2章 まちづくりの背景

第1節 主な社会潮流

第2節 本市の主な特性

第3節 まちの構造

第4節 将来人口の見通し

第3章 第5次総合計画における課題

第4章 目指すべき将来都市像

第1節 将来都市像

第2節 土地利用

第3節 まちづくりの3つの柱（目標）

＜基本計画＞

序章 基本計画の概要

第1節 基本計画の目的

第2節 基本計画の期間

第3節 基本計画の構成

第4節 施策の体系

まちづくりの柱1 安心・安全で活力を生み出すまちづくり

基本方針1 地域資源の活用により魅力と活力があふれる地域をつくります

基本方針2 市民の命と財産を守る安心・安全な環境をつくります

基本方針3 計画的な基盤整備により快適な暮らしの場をつくります

基本方針4 環境保全意識の向上により持続可能な地域をつくります

まちづくりの柱2 人を育て、人が輝くまちづくり

基本方針5 みんなで子育て家庭を支える地域社会をつくります

基本方針6 学校・保護者・地域の連携により魅力ある教育環境をつくります

基本方針7 誰もが健やかに暮らすことができる体制をつくります

基本方針8 福祉の充実により安心して暮らせる地域をつくります

基本方針9 人権・共生意識の向上により誰もが認め合う地域をつくります

まちづくりの柱3 魅力を発信し、市民と共に進めるまちづくり

基本方針10 多様な魅力をつくり、効果的に発信することで行ってみたい・住んでみたい・暮らし続けたい地域をつくります

基本方針11 市民参画を促し協働により地域のつながりをつくります

基本方針12 安定的な行財政運営のしくみをつくります

(4) 松原市（市長） 子ども・子育て支援事業計画

① 第2期松原市子ども・子育て支援事業計画

松原市子ども・子育て支援事業計画は、『「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す』との「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく松原市次世代支援行動計画と統合し、子ども及び子育て家庭に必要な支援を行い、妊娠、出産期から学童期に至るまでを切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に策定された。計画の期間、及び構成は以下の通り。

【計画の期間】

令和2年度～令和6年度

【構成】

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第4節 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向

第5節 計画策定の経過

第2章 松原市の子どもを取り巻く現状と課題

第1節 社会的な状況

第2節 第1期計画の認可保育所・幼稚園における現状

第3節 第1期計画の放課後児童クラブにおける現状

第4節 第1期計画のその他子育て支援事業の現状

第5節 アンケートから見られる現状

第6節 松原市の子ども・子育てを取り巻く課題の整理

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

第2節 基本目標

第3節 基本課題

第4節 事業の体系

第4章 基本課題ごとの具体的な取り組み

基本課題1 仕事と生活の調和の推進・親としての成長

基本課題2 親子の健全な成長

基本課題3 子どもの生きる力の育成

基本課題4 地域の子育て環境や安心できる生活環境の整備

第5章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域

第2節 児童人口の推計

第3節 幼児教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする幼児教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

第6章 計画の推進に向けて

第1節 推進体制の充実

第2節 計画の点検・評価に向けて

(5) 松原市（市長） 松原市教育大綱

① 松原市教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の三は、地方公共団体の長が「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めるとしている。今後の本市の教育、学術及び文化等の振興に関する施策の基本的な方針を示す「松原市教育大綱」が策定された。計画の期間、及び構成は以下の通り。

【計画の期間】

平成28年度～令和5年度

【構成】

1. 策定の趣旨及び大綱の位置づけ
2. 策定にあたっての考え方と計画期間
3. 基本理念
「未来を拓く自立心を育む人づくり」
- 4-1. 未来を拓く人づくり ～子どもの教育～
 - ◆目指す子ども像
 - ◆基本的な方針
 - (1) 「確かな学力」の向上と「生きる力」の育み
 - (2) 安心・安全な学校園づくりの推進
 - (3) 子どもたちを健全に育てる地域コミュニティの形成
- 4-2. 自立心を育む人づくり ～社会教育～
 - ◆目指す市民像
 - ◆基本的な方針
 - (1) 協働によるまちづくりを推進
 - (2) 生涯を通じた学びやスポーツを支援する環境づくり
 - (3) 文化財の保護と活用をとおして、郷土への愛着と理解を深める
5. 関係法令条文（抜粋）
 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律〈平成26年6月20日改正〉
 - 教育基本法〈平成18年12月22日法律第120号〉

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）】

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

4 教育施策等の動向

（1）教育施策全体に係る動向

① 新たな地方教育行政制度の開始

平成27年(2015年)4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」が施行されました。改正法では教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図ることなど、制度の抜本的改革を行うものとなりました。また、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されました。

平成29年(2017年)4月に施行された改正法では、平成27年(2015年)12月に取りまとめられた中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などが規定されました。学校運営協議会の設置により、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、保護者や地域住民・学校が情報や課題を共有し、共通の目標・ビジョンを描きながら、「コミュニティ・スクール」の取組を積極的に進めていくことが求められています。

② 学校教育法等の改正

平成28年(2016年)4月に「学校教育法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が施行されました。改正法では小中一貫教育を行う新たな学校を「義務教育学校」と規定し、「5・4」制や「4・3・2」制など、9年間を見通した教育課程の編成を設置者の判断で柔軟に行うことが可能となりました。

また、平成31年(2019年)4月に施行された改正法では小・中・高等学校等の教育課程の一部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できるようになりました。また、視覚障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対しては、すべての教育課程で、「デジタル教科書」を使用できるようになりました。

③ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

令和3年(2021年)1月に中央教育審議会において、社会のあり方が劇的に変わる「Society 5.0時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など「予測困難な時代」、社会全体のデジタル化・オンライン化など急激に変化する時代の中で、育むべき資質・能力の育成のため、改訂された学習指導要領を着実に実施すること、また、ICTの活用により一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると示されました。

そして、めざすべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」とすることが示されました。

④ 学習指導要領の改訂・全面实施

平成29年(2017年)3月に学習指導要領等が改訂され、幼稚園等就学前教育・保育については平成30年度(2018年度)から、小学校では令和2年度(2020年度)から、中学校では令和3年度(2021年度)から全面实施されました。

改訂にあたっては、これまで大切にされてきた、子どもの「生きる力」を育むために、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化をめざすものとなっています。具体的には、新しい時代を生きる子どもに必要な力を、「実際の社会や生

活で生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力として整理されました。また、学校においては社会とのつながりを意識した「社会に開かれた教育課程」を編成するとともに、組織的かつ計画的に教育課程の質の向上を図っていく「カリキュラム・マネジメント」が求められています。

⑤ ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）

令和3年(2021年)6月3日に、教育再生実行会議が「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」を公表しました。

教育再生実行会議 第十二次提言 概要 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」

ニューノーマルにおける教育の姿

- 一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ（ウェルビーイング）の実現を目指し、学習者主体の教育に転換
- デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）の活用
【意義】①子供：学びの機会や質の充実 ②教師：指導方法の充実や働き方改革 ③行政：現状把握に基づく政策立案

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～

①一人一台端末の本格運用に係る環境整備

- 安全・安心に端末を取り扱うための手引の策定・周知
- 個人情報保護制度の見直しを踏まえた学校教育上の取扱いの明示

②データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進

- 学習状況のデータを管理するマネジメントシステムの活用促進
- 同時双方向やオンデマンドによる授業モデルの展開

③学びの継続・保障のための方策

- 学校でも家庭でも継続して学習できるオンライン学習システムの全国展開
- 不測の事態でも、学校と児童生徒の関係を継続し、学びを保障する取組の推進
- 小学校との連続性を意識した幼児教育推進体制の充実・強化

④学びの多様化等

- 高校生が大学の講義を学ぶ「先取り履修」の推進
- 大学への飛び入学者への高校卒業資格付与<従来、大学中退の場合、中卒扱い>

(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備

①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備

- 小学校35人学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め望ましい指導体制の検討
- 新たな学校施設の在り方（令和の学校施設スタンダード）の明確化

②教師の質の向上、多様な人材の活用等

- 教員免許制度、教員養成大学・教職課程等の総合的な見直し
- 教員免許更新制の改革、特別免許状の見直しなど多様な人材確保策

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿

①遠隔・オンライン教育の推進

- ハイブリッド型教育の推進、MOOCや大学間連携などリソースの共有・有効活用
- 単位数上限算定の考え方の明確化、質保証システムの在り方の見直し

②教学の改善等を通じた質の保証（「出口における質保証」）

- 「教学マネジメント指針」に基づく密度の高い組織的な大学教育の展開

③学びの複線化・多様化

- 高校時代に取得した大学の単位数に応じ、修業年限を柔軟化
- 産学連携による職業教育機能の強化、リカレント教育の充実

④デジタル化への対応

- 学修証明書の普及、学修管理システムによる学修データを活用した教育改善
さらに、⑤学生等への支援の充実、⑥大学等の施設・設備の整備の推進

(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略

①グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成

- 国際連携教育課程(JD)の一層の普及促進
- 高校段階からの海外留学促進、「トビタテ！留学JAPAN」の後継事業の実施

②優秀な外国人留学生の戦略的な獲得※技術流出防止等に十分に配慮

- 国際バカロレア(IB)などの成績を用いた特別入試の実施
- 頭脳循環の拠点となる大学での優秀な留学生の獲得に資する制度の検討

③学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方

- 大学等の国際化や学びの多様化に対応した秋季入学・4学期制や早期卒業・修了の推進、秋採用や最終学年6月以降の通年採用の推進・情報発信

3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策

(1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進

【今後の望ましい在り方】

- 全ての学校種で一律に秋季入学へ移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化のため必要な支援を実施
(例：ギャップタームの成果の普及、定員管理や授業料の在り方の整理)
- 産業界における採用・雇用慣行の改革と併せた取組の推進・情報発信
(例：秋採用・最終学年6月以降の通年採用)
- これらの取組状況や検証等を踏まえ、初等中等教育段階も含め更に議論

※初等中等教育段階での秋季入学への移行は、児童生徒の一時的急増による教師・施設の確保、社会への影響、幼稚園の教育・運営への影響、教育現場に更なる負荷がかかるため、国民や社会の十分な理解と協力が必要

(2) 子どもの育ちを社会全体で支えるための取組

①子供たちの創造的な活動を支援するための学校・家庭・地域や企業の取組

- 「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働活動」の一体的推進・取組支援
- 図書館・公民館など社会教育施設におけるICTの有効活用

②新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進等

- 教育に大人が関わりを持てるようにする観点からもテレワークを更に推進
- 年次休暇の取得、時間単位の年次休暇制度の導入の好事例の紹介

4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とそのための基盤整備～

○様々な教育データを活用し、現状把握と効果的な教育政策を立案・実施
学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）を多様な場面で活用
○国において、司令塔となる組織の強化を図るなど、抜本的に改革

データによる政策立案

- 教育の特性を踏まえたEBPMの手法・課題の整理
- データの紐づけ、長期的な縦断調査、教師のデータの調査、実証分析の活用

教育データ基盤の整備

- ユニバーサルIDや認証基盤の検討（マイナンバー制度の活用を含む）
- ※転校時等の教育データの持ち運び等の方策も検討
- 安定的なデータ流通の検討

調査・分析・研究体制

- 調査やEBPMを統括する体制や人員の強化
- 文部科学省・国立教育政策研究所と大学等との連携により、教育データの分析・研究に関する機能の構築
- 公的な教育データプラットフォームの在り方、個人が自身の様々なデータを集約・活用できる仕組みの検討
- 教育と福祉などの幅広い分野とのデータの連携による児童生徒への支援

(2) 個別の教育施策に係る動向

① グローバル化の進展とSDGs

経済活動が地球規模に広がり、私たちの生活は、海外の国や地域で起こる事象に、様々な形で影響を受けるようになってきました。インターネットを通じたコミュニケーションが広く普及した現在、個人のレベルでも、距離や時間的な隔たりを乗り越え、文化的な背景や言語の異なる人々と交流する機会が、飛躍的に拡大しました。こうした社会の急速なグローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であることから、とりわけ英語教育の充実とともに、異なる文化を理解し尊重する態度を身につける必要があります。

これまで成長一辺倒だった社会の価値観に対して、持続可能性という考え方が重視されるようになってきました。国は平成28年(2016年)に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定し、持続可能で強靱な、誰一人取り残さない、誰一人取り残されない社会の実現に向けた取組みを推進しています。

SDGsの17の目標を示したロゴ



② 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行

平成28年(2017年)12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行されました。教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を文部科学大臣が定めることとしており、地方公共団体が講ずるよう努めるべき不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する施策及び教育機会の確保等に関するその他の施策について規定されました。

③ いじめの防止等のための基本的な方針の改定

平成25年(2013年)6月「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成29年(2017年)3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義を限定的に解釈してはならないことなどについて見直されました。あわせていじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されました。

「いじめ防止対策推進法」では、地方公共団体に対しては、国の「いじめ防止基本方針」を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な方針の策定に努めることが規定されました。また、学校に対しても、その学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求められました。

④ 社会教育法等の改正

平成20年(2008年)6月に、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育法、図書館法、博物館法の一部が改正されました。具体的には、教育委員会の事務として、地域住民等の学習成果を生かした学校・社会教育施設等での活動機会の提供、児童生徒に対する放課後・休日に学校等を利用した学習機会の提供に関する規定が整備されました。また、社会教育施設の運営状況に関する評価及び改善、地域住民等に対する情報提供に努めることとされました。さらに、専門職員の資質の向上と資格要件の見直しが行われました。

平成29年(2017年)4月には、社会教育法の一部改正により、地域住民の自主的な学びの成果を活用し、学校と連携・協働して子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村教育委員会が必要な措置を講ずることなどが新たに規定されました。

⑤ 教育公務員特例法の改正

平成29年(2017年)4月に「教育公務員特例法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」が施行されました。改正法では大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教職員が増加する中、教職員の資質向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教職員の任命権者に、校長及び教職員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教職員研修計画の策定を義務付けることが規定されました。

⑥ 人生100年時代の到来

医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命が著しく伸長し、100歳前後まで生きることが可能となる時代の到来が予想されています。平成29年(2017年)12月に取りまとめられた「人生100年時代構想会議中間報告」においては「100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」ことなどが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっています。

⑦ 第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画の策定

平成30年(2018年)4月に、第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画が策定され、主な方策として、「家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進」、「学習指導要領を踏まえた読書活動の推進」、「読書習慣の形成、読書の機会の確保」、「学校図書館の整備・充実」、「図書館資料、施設等の整備・充実」、「図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施」、「司書・司書補の適切な配置・研修の充実」、「学校図書館やボランティア等との連携・協力」などが示されました。

⑧ 社会教育関連の答申

平成30年(2018年)12月に中央教育審議会は答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」において、人口減少社会における、新しい地域づくりを進めるための学習・活動のあり方及び今後の社会教育の振興方策をまとめました。

答申では、今後、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとし、その上で、地域における新時代の社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育」が提示されました。

⑨ 働き方改革の促進

平成31年(2019年)1月に、中央教育審議会において、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、教職員の勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての提言がなされました。この答申を受け、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、文部科学省に、「学校における働き方改革推進本部」が設置され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。

⑩ 在留外国人の増加

平成31年(2019年)4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されました。外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新たな在留資格の「特定技能」が盛り込まれ、今後、在留外国人の増加が予想されます。

外国籍の子どもや外国にルーツのある子どもが、ともに増加傾向にあり、教育にあたっては、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が求められます。

⑪ 子どもの貧困対策の推進

平成26年(2014年)1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する当面の重点施策のひとつとして「教育の支援」が掲げられています。

令和元年(2019年)6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、子どもの「現在及び将来」を見据えた貧困対策を推進すること、各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえるなど、目的及び基本理念の充実が図られたほか、市町村に対する子どもの貧困対策計画策定の努力義務が規定されました。また、同年11月には「子供の貧困対策に関する大綱」が見直され、指標を25項目から39項目へと増やし、ひとり親の正規雇用割合、食料や衣服の困窮経験などが追加されました。

⑫ 新型コロナウイルス等の感染症や自然災害等のリスクを踏まえた学びの継続

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、人々の生命や健康に対する重大な脅威となっただけではなく、日本でも令和2年（2020年）4月7日には「緊急事態宣言」が発出され、外出自粛やイベント開催・施設使用の制限等、国民生活や経済にも大きな影響を与えました。

その後、すべての地域で「緊急事態宣言」が解除されましたが、引き続き感染拡大防止対策等に取り組みながら、「新しい生活様式」に対応した社会活動等が求められています。

また、今世紀前半にも南海トラフ地震の発生が懸念されているなど巨大地震や風水害等の災害リスクの高まりも懸念されています。

このように今後様々な危機的状況が想定される中でも、持続的な学校運営や生涯学習・社会教育の学習機会の確保など、出来る限り様々な教育活動が継続できるような取組みが求められています。

⑬ 特別支援教育に係る法改正等

令和3年（2021年）6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が可決されました。その中で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方自治体等の責務が明文化されました。各自治体は、学校園所等で、医療的ケア児に対する適切な支援を行うとともに、保育・教育を行う体制の拡充が図られるよう学校等に対する支援、その他の必要な措置を講ずることが求められています。

⑭ スポーツ基本法の制定とスポーツ基本計画の策定

平成23年（2011年）6月に、スポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が施行されました。また、平成24年（2012年）3月に、スポーツ基本法の基本理念を具体化するため、スポーツ基本計画が初めて策定されました。

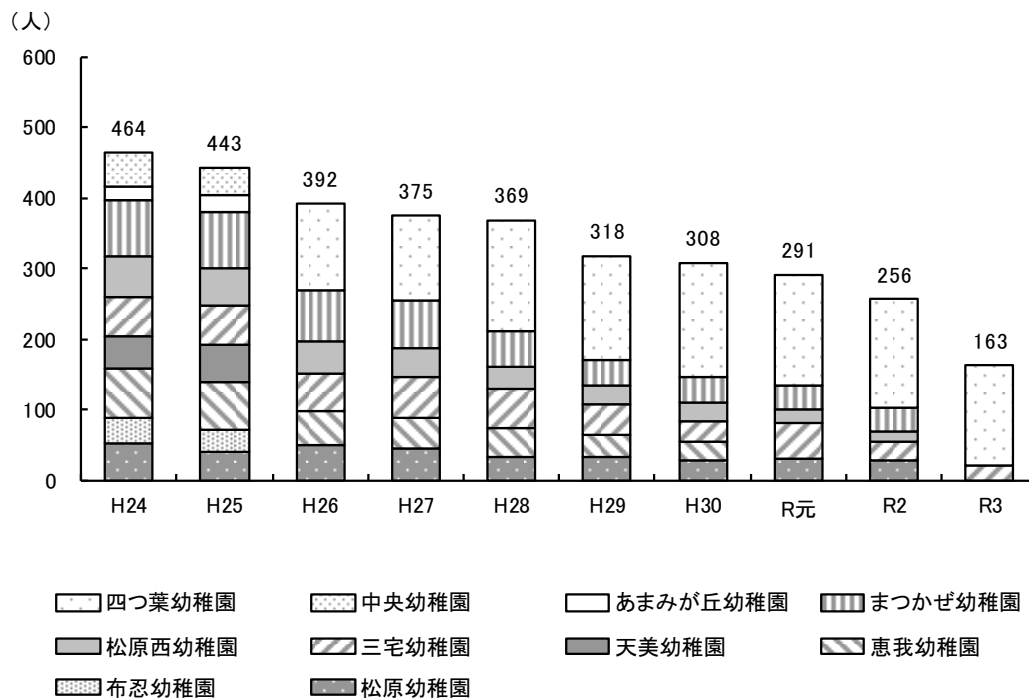
平成23年（2011年）10月に、障がい者スポーツの所管が厚生労働省から文部科学省へ移管するとともに、スポーツ行政を総合的・一体的に推進するため、スポーツ庁が創設されました。また、令和3年（2021年）に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）が開催されました。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）のスポーツ・レガシーの発展に向けて、「第3期スポーツ基本計画」として令和4年度（2022年度）から5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策が示されました。

1 松原市の教育に関する基礎データ

(1) 市立幼・小・中学校生徒数の推移

【幼稚園】

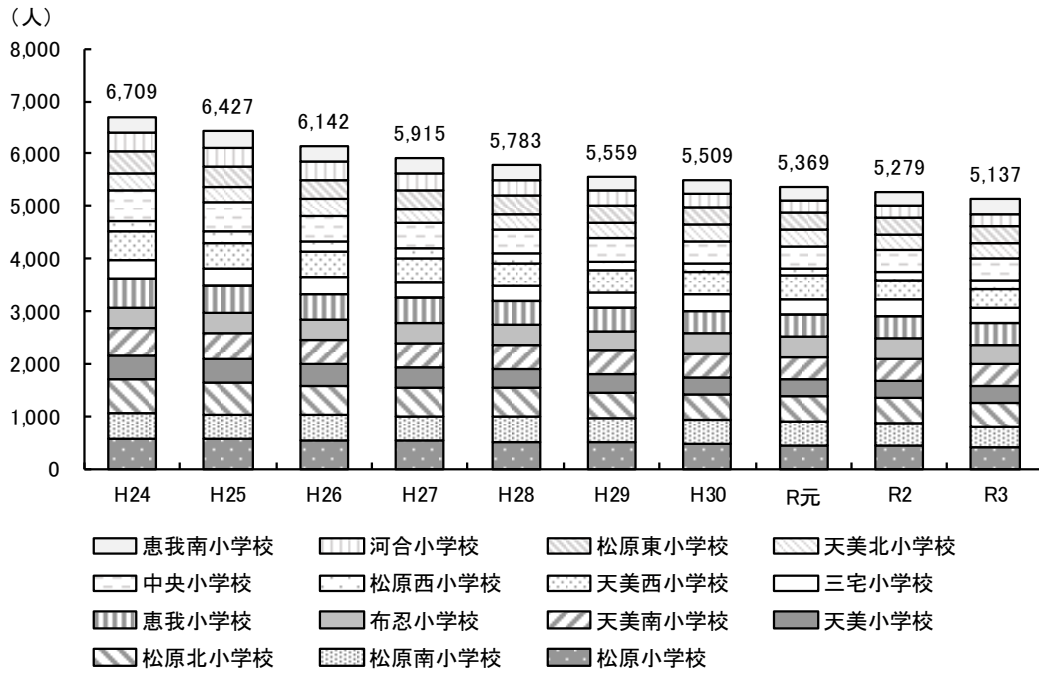


注：「布忍幼稚園」「天美幼稚園」「あまみが丘幼稚園」「中央幼稚園」が統合され、「四つ葉幼稚園」として平成 26 年 4 月に開園した。

注：恵我幼稚園は、令和元年度より休園中。

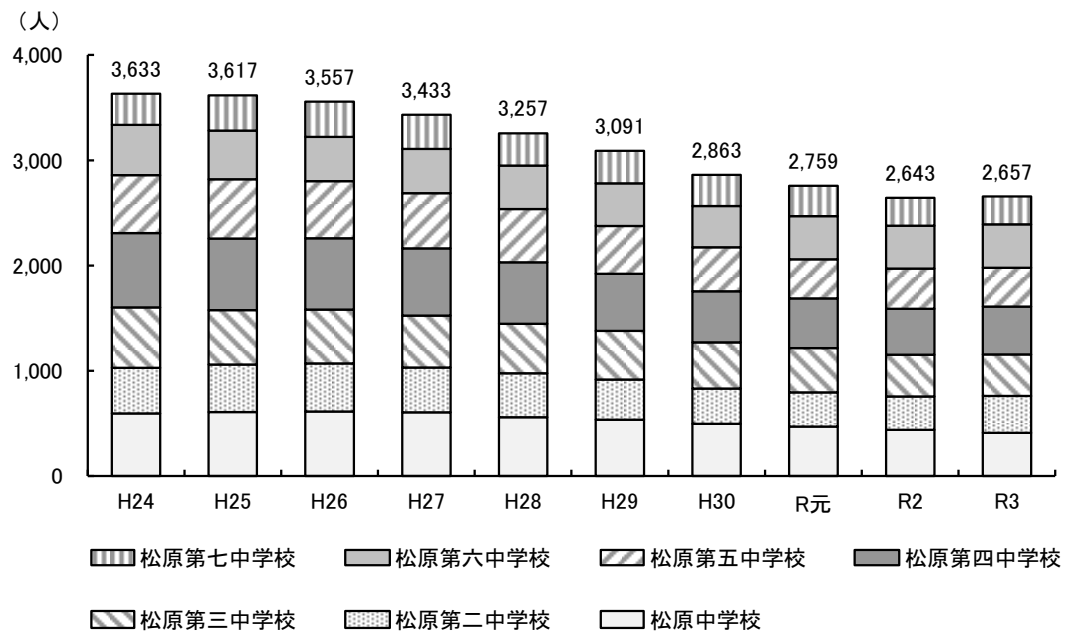
資料：教育委員会教職員課（各年 5 月 1 日時点）

【小学校】



資料：教育委員会教職員課（各年5月1日時点）

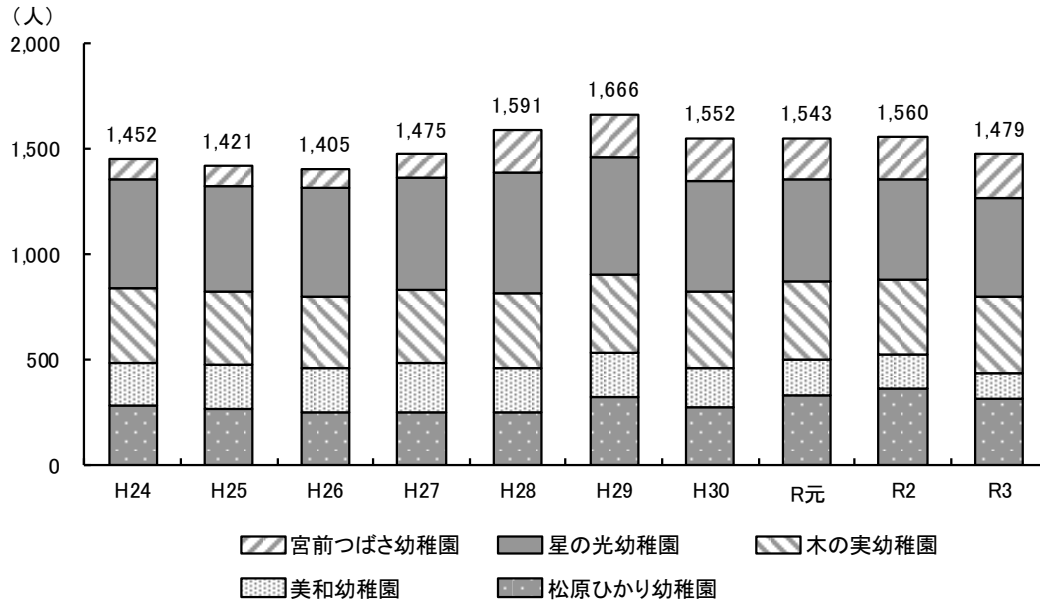
【中学校】



資料：教育委員会教職員課（各年5月1日時点）

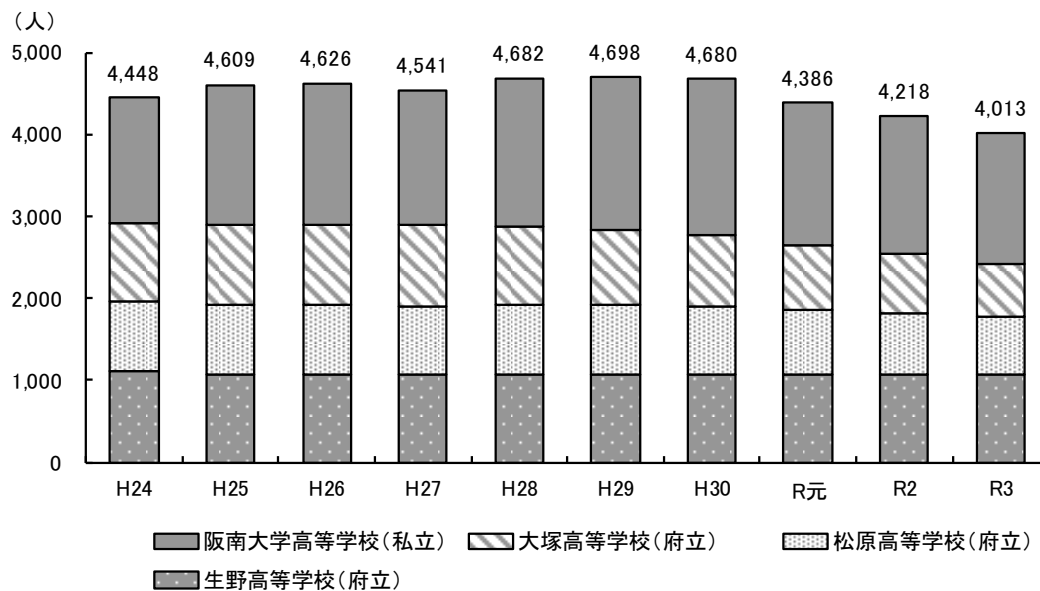
(2) 私立幼稚園・中学校・高校・大学の生徒数の推移

【幼稚園】



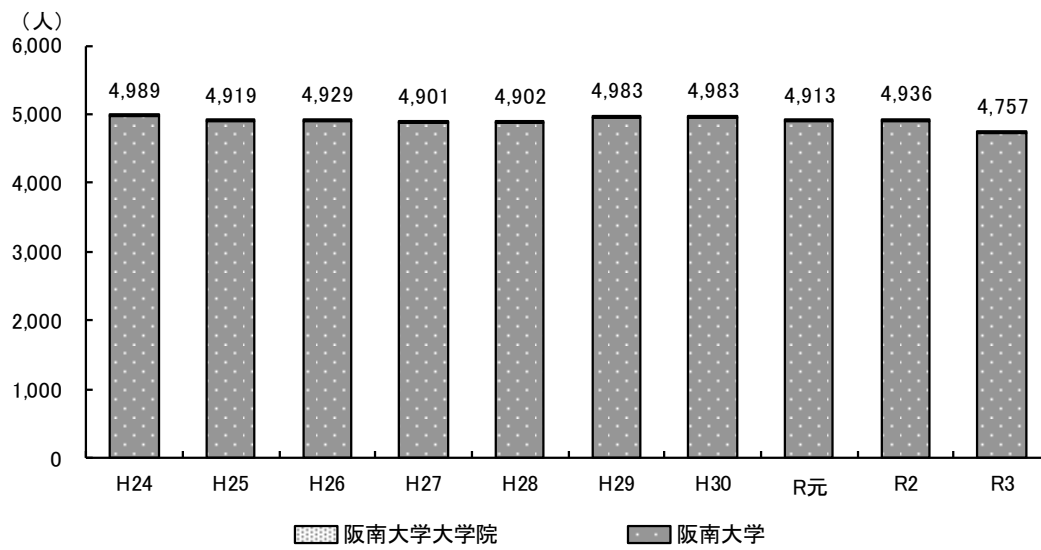
資料：市内各学校・園（各年5月1日時点）

【高等学校】



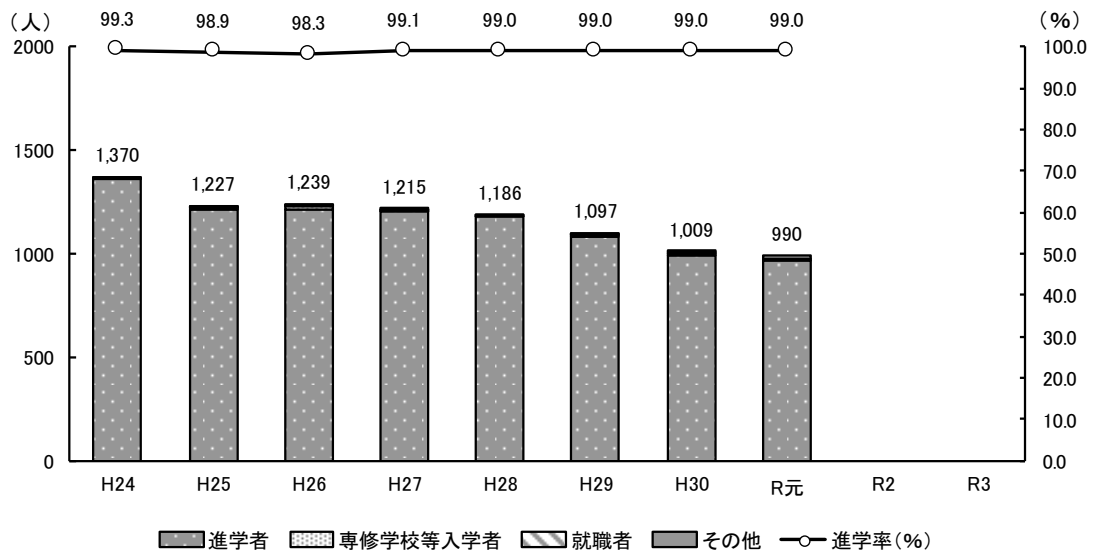
資料：市内各学校・園（各年5月1日時点）

【大学】



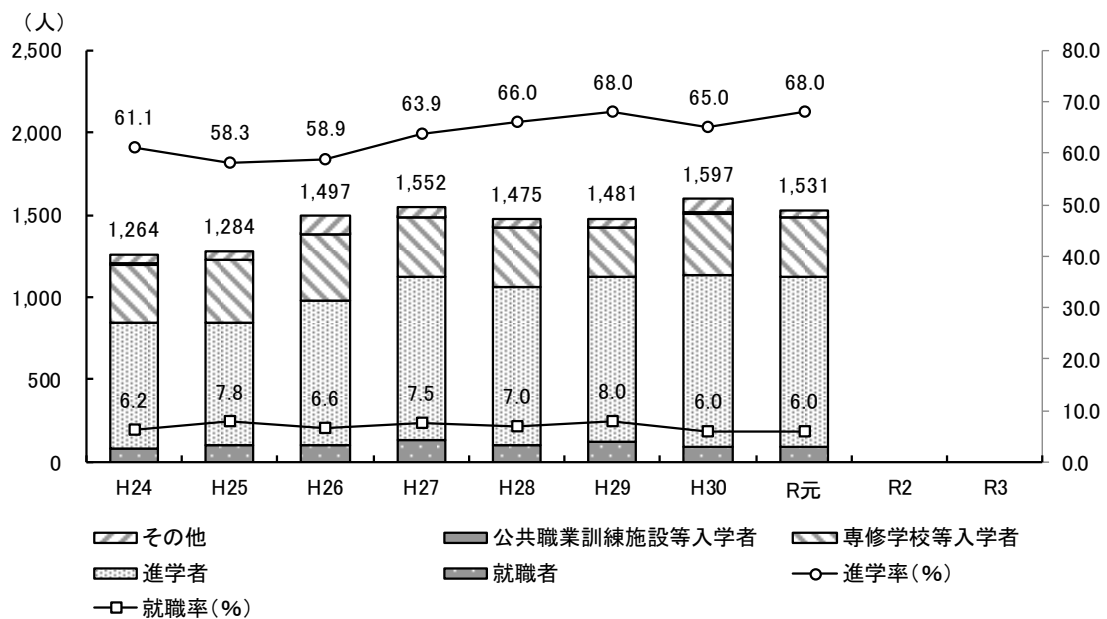
資料：市内各学校・園（各年5月1日時点）

(3) 中学校の進路別卒業生数



資料：大阪府総務部等経過「大阪の学校統計」（各年5月1日時点）

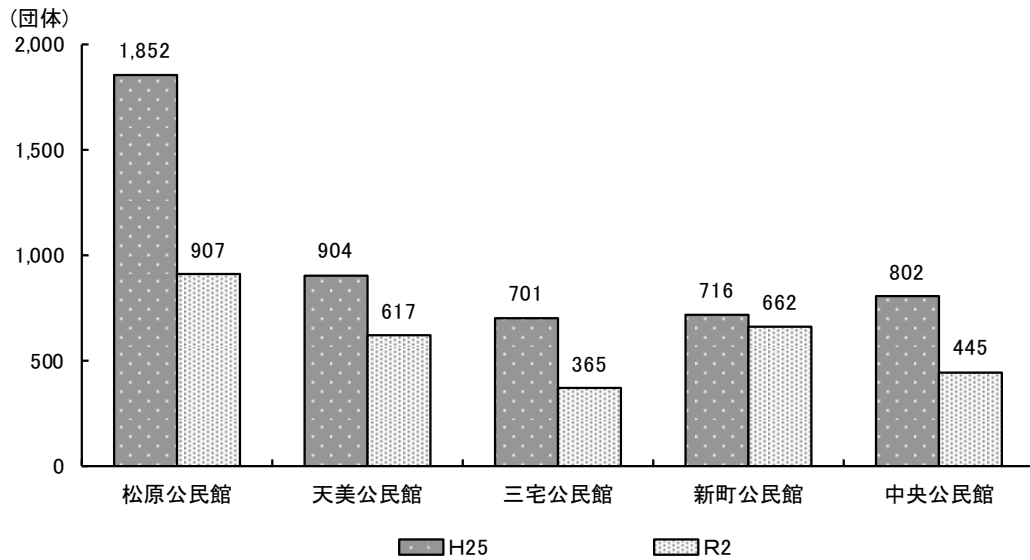
(4) 高等学校の進路別卒業生数



資料：大阪府総務部等経過「大阪の学校統計」（各年5月1日時点）

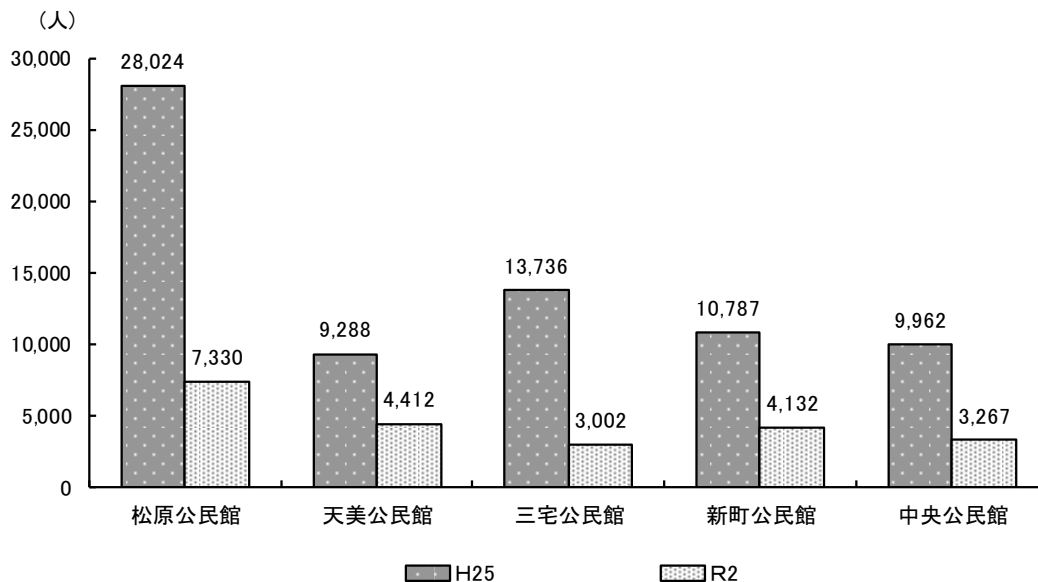
(5) 公民館の利用状況

【延団体数】



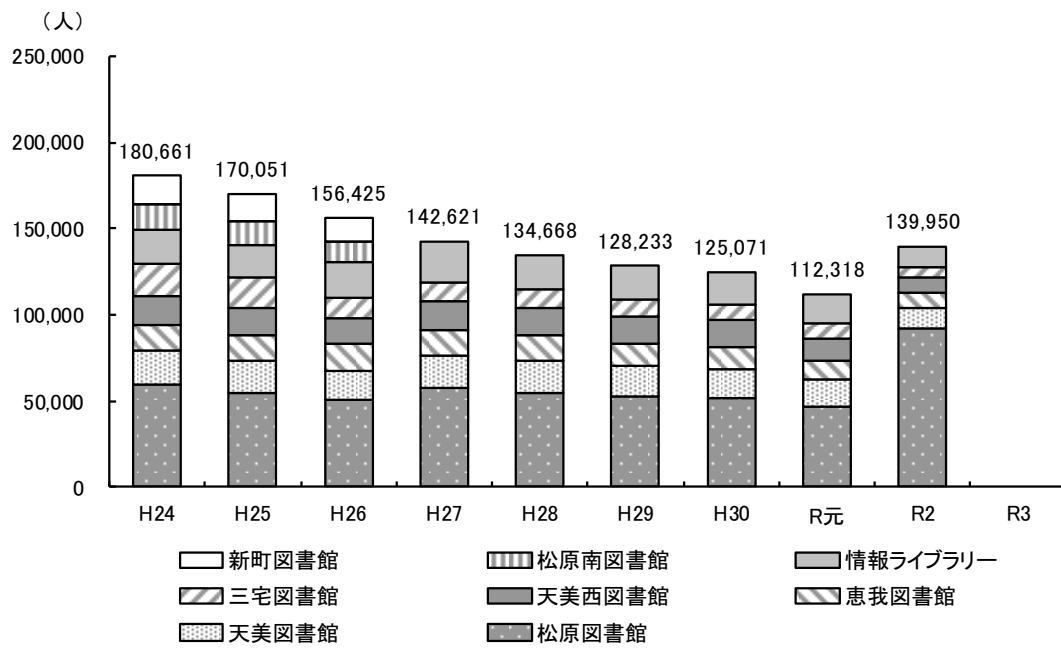
資料：市民協働部いきがい学習課

【延員数】



資料：市民協働部いきがい学習課

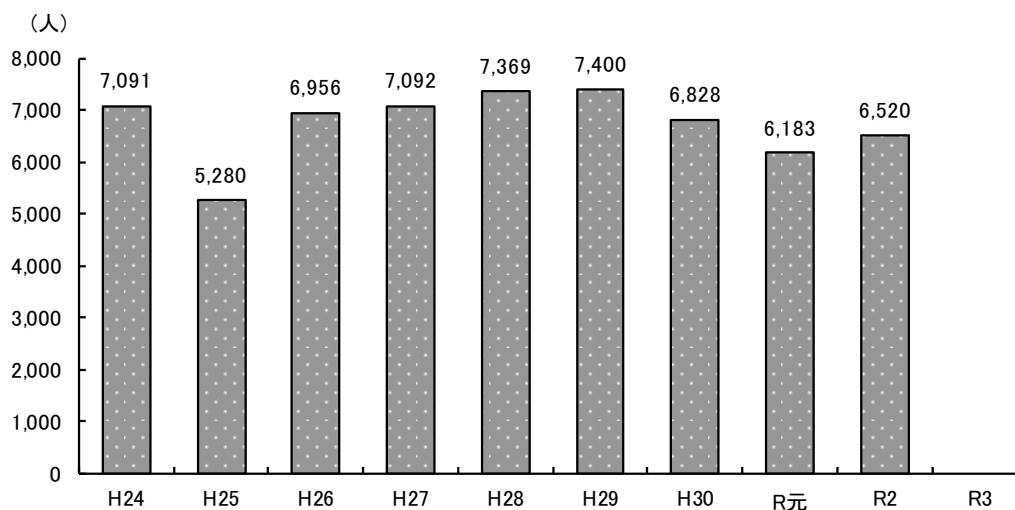
(6) 図書館の利用者数



資料：市民協働部市民図書館

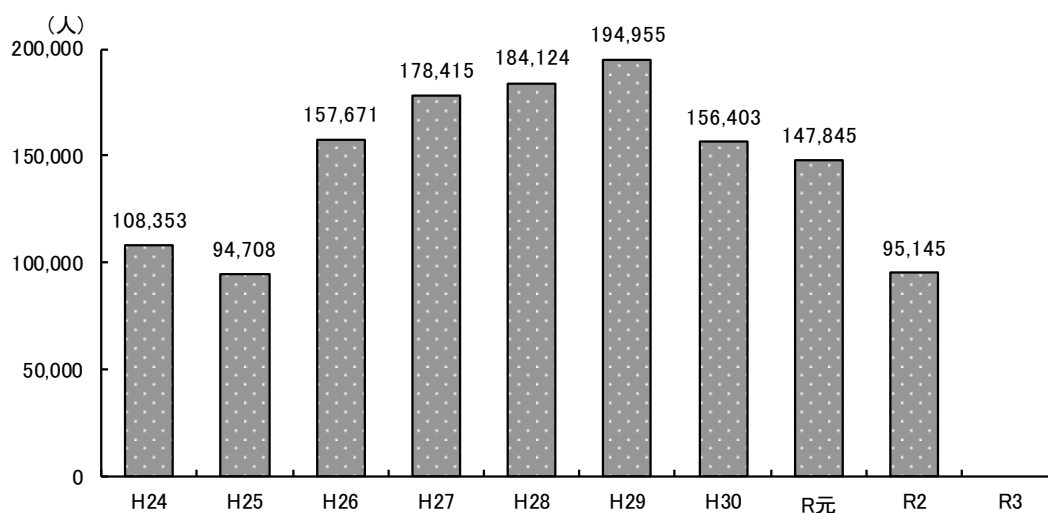
(7) 市民体育館利用状況

【利用件数】



資料：市民協働部いきがい学習課

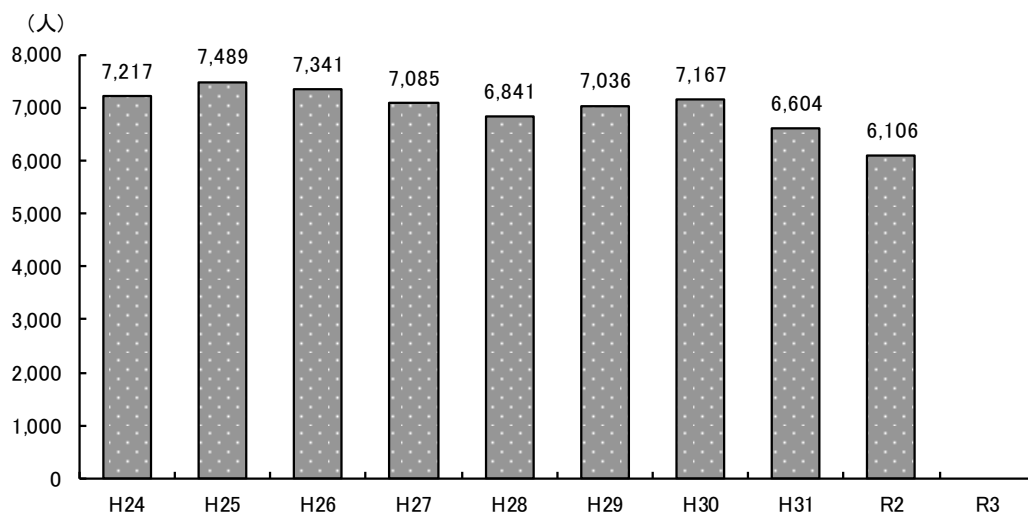
【利用人数】



資料：市民協働部いきがい学習課

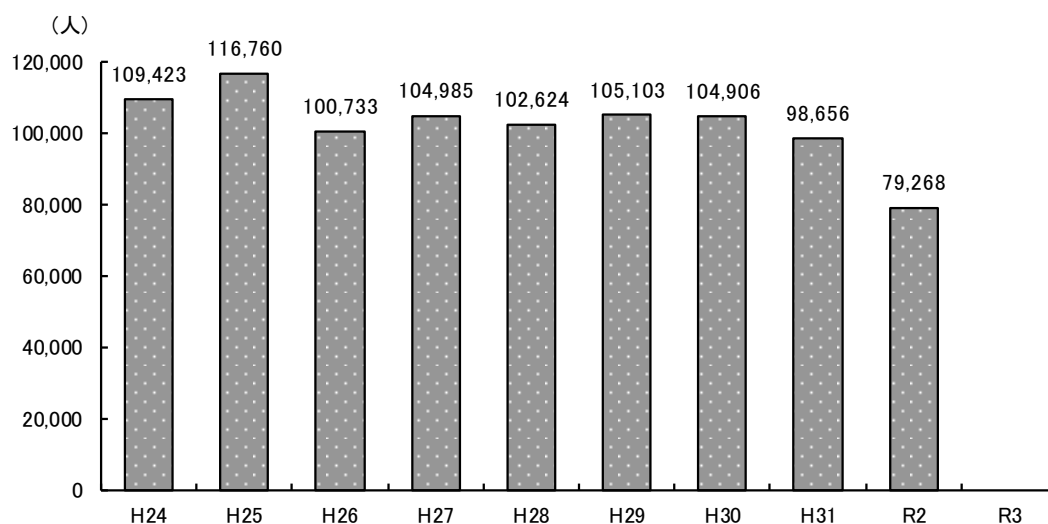
(8) 市民道夢館利用状況

【利用件数】



資料：市民協働部いきがい学習課

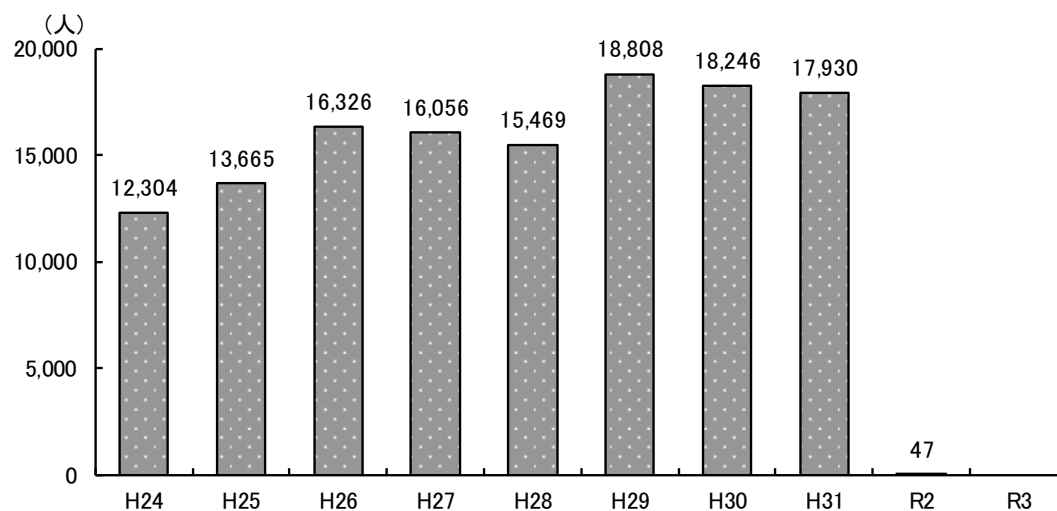
【利用人数】



資料：市民協働部いきがい学習課

(9) 松原市少年自然の家利用状況

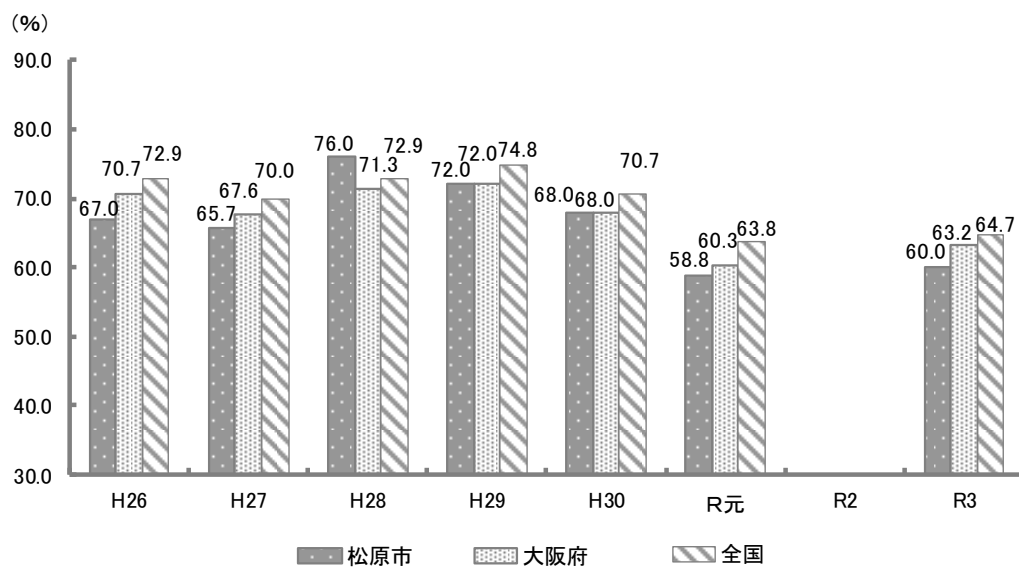
【人員】



注：令和4年度より休館。
資料：市民協働部いきがい学習課

(10) 平均正答率の推移

【小学校・国語A】

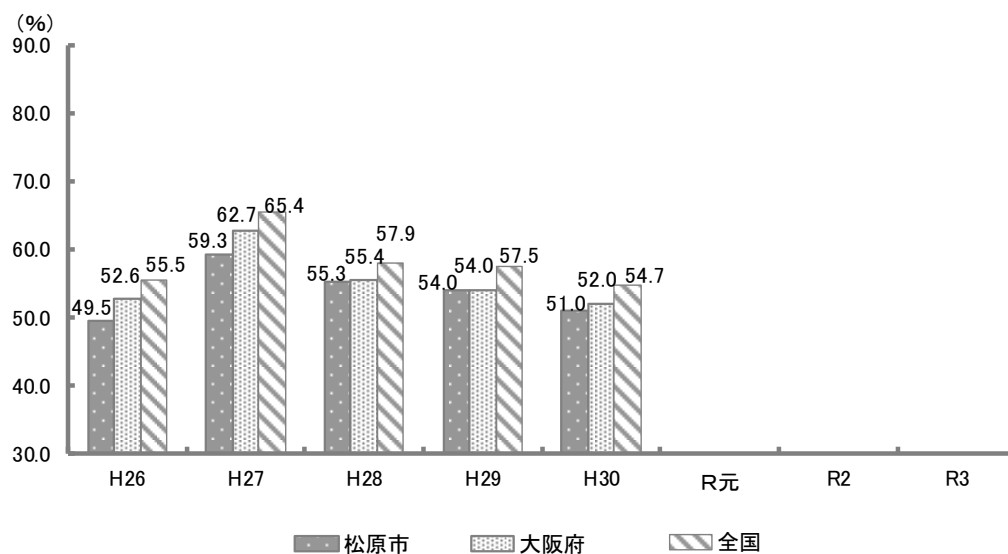


注：令和2年度については新型コロナウイルス感染症対策のため、小・中学校全国学力状況調査（国語、算数、英語）は未実施。

注：A問題は「主として知識に関する問題」。

資料：全国学力学習状況調査

【小学校・国語B】

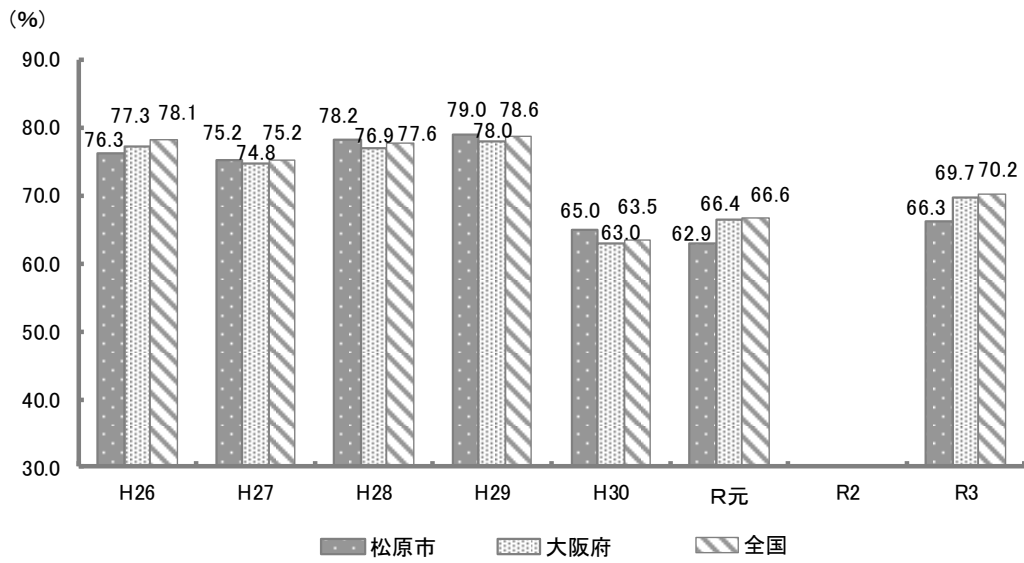


注：B問題は主として活用に関する問題。

注：令和元年度より、A問題とB問題は統合した。

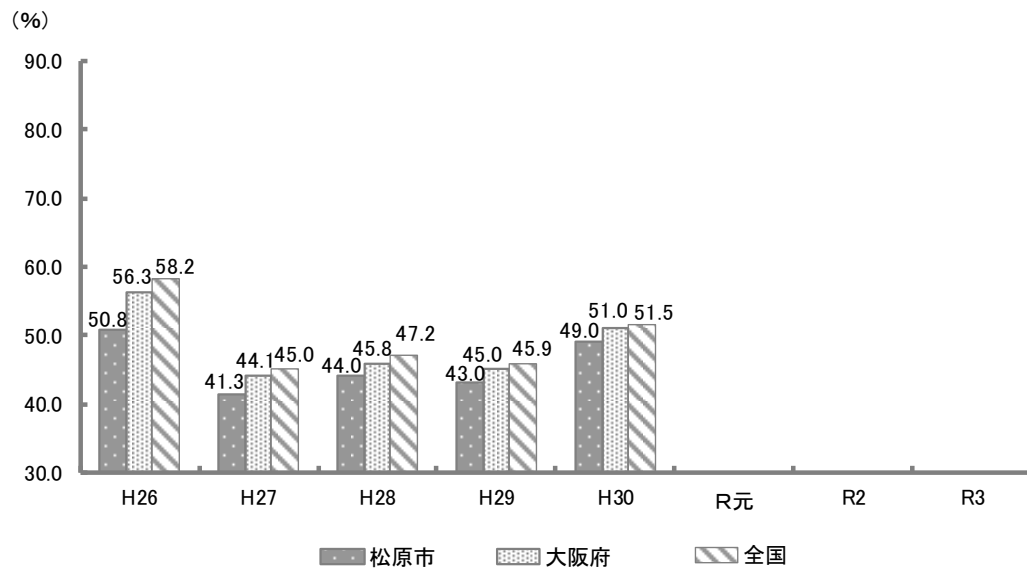
資料：全国学力学習状況調査

【小学校・算数A】



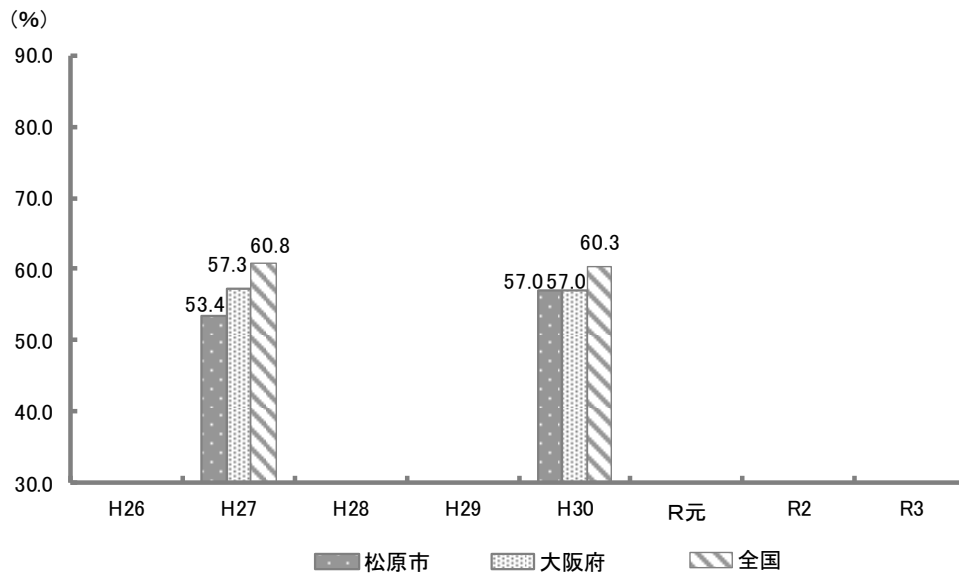
資料：全国学力学習状況調査

【小学校・算数B】



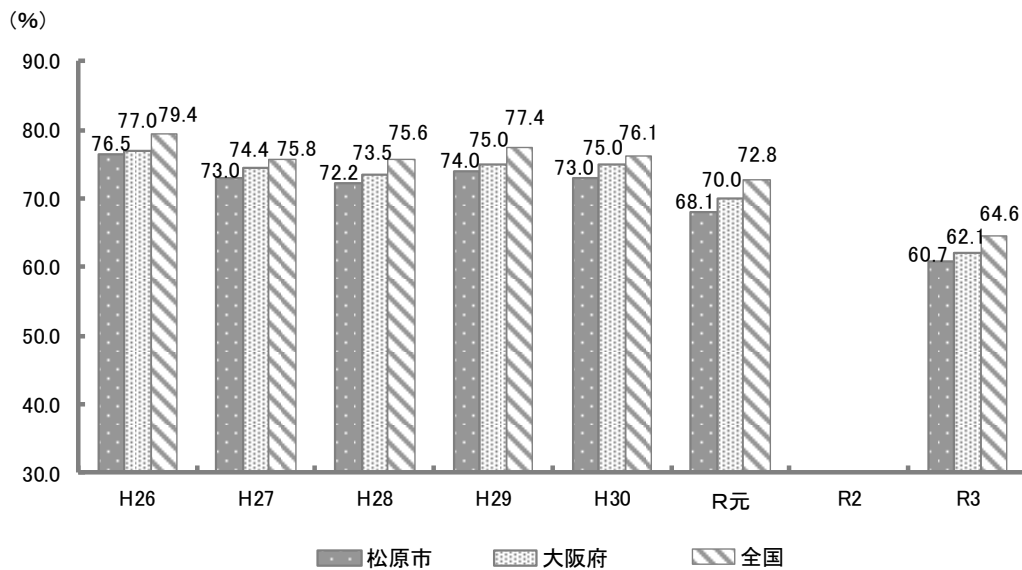
資料：全国学力学習状況調査

【小学校・理科】



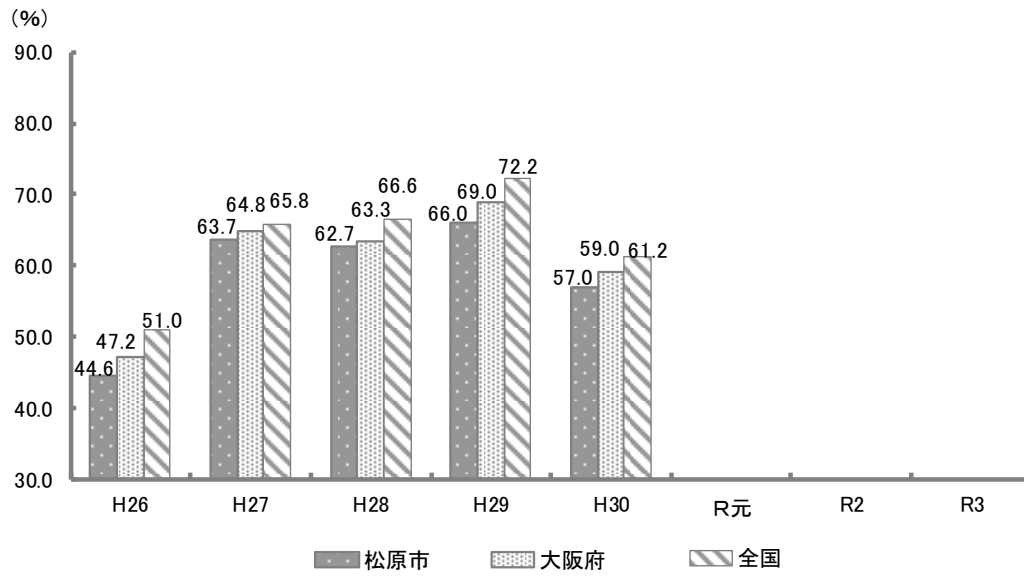
注：理科は3年に1回の調査。
資料：全国学力学習状況調査

【中学校・国語A】



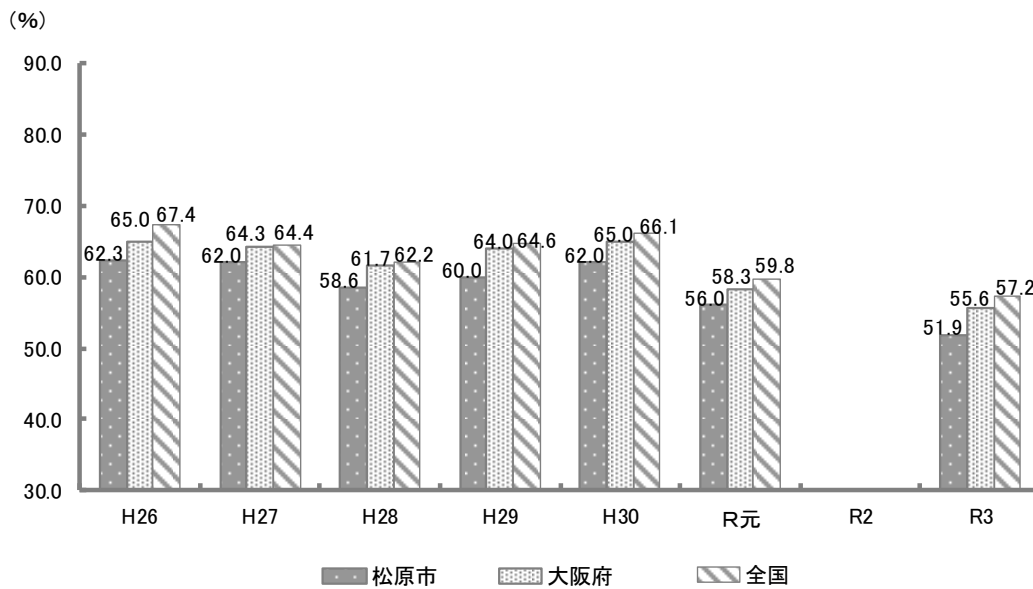
資料：全国学力学習状況調査

【中学校・国語B】



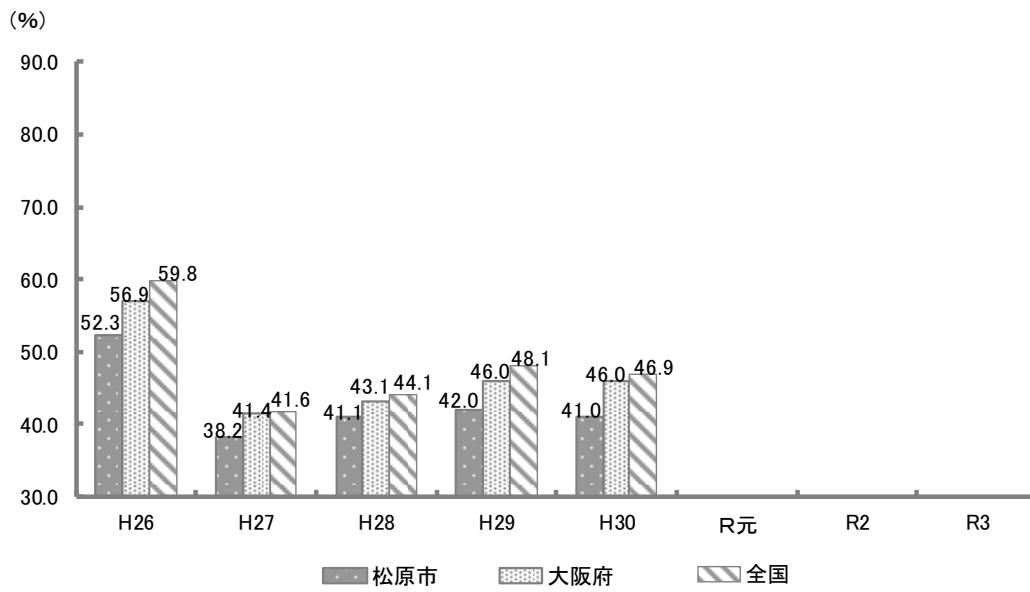
資料：全国学力学習状況調査

【中学校・数学A】



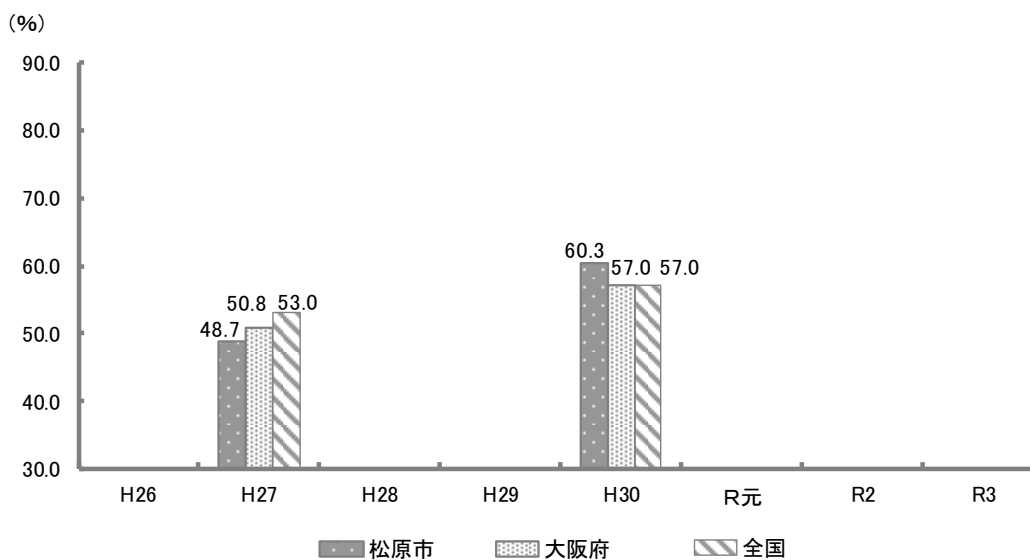
資料：全国学力学習状況調査

【中学校・数学B】



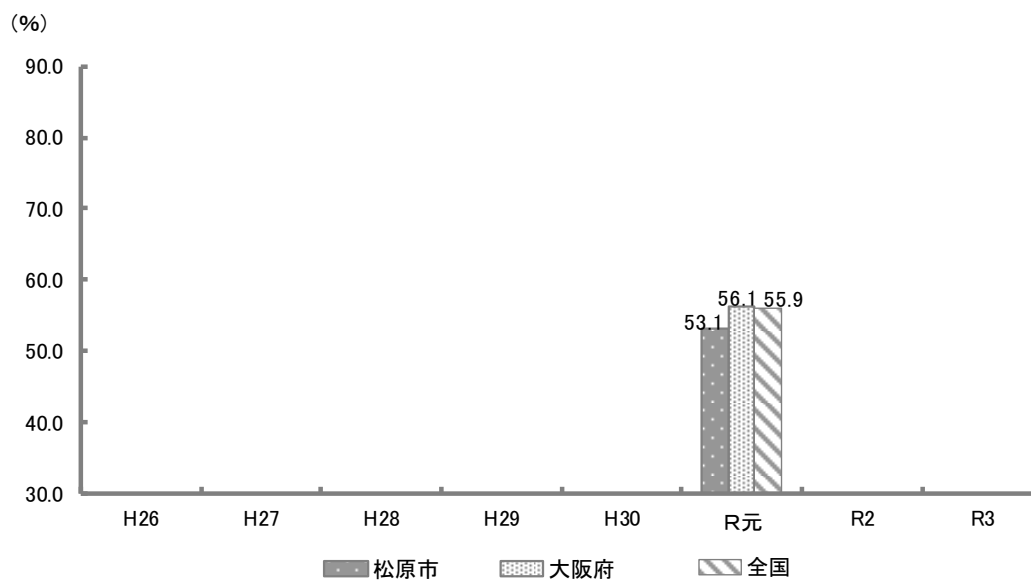
資料：全国学力学習状況調査

【中学校・理科】



注：理科は3年に1回の調査。
資料：全国学力学習状況調査

【中学校・英語】

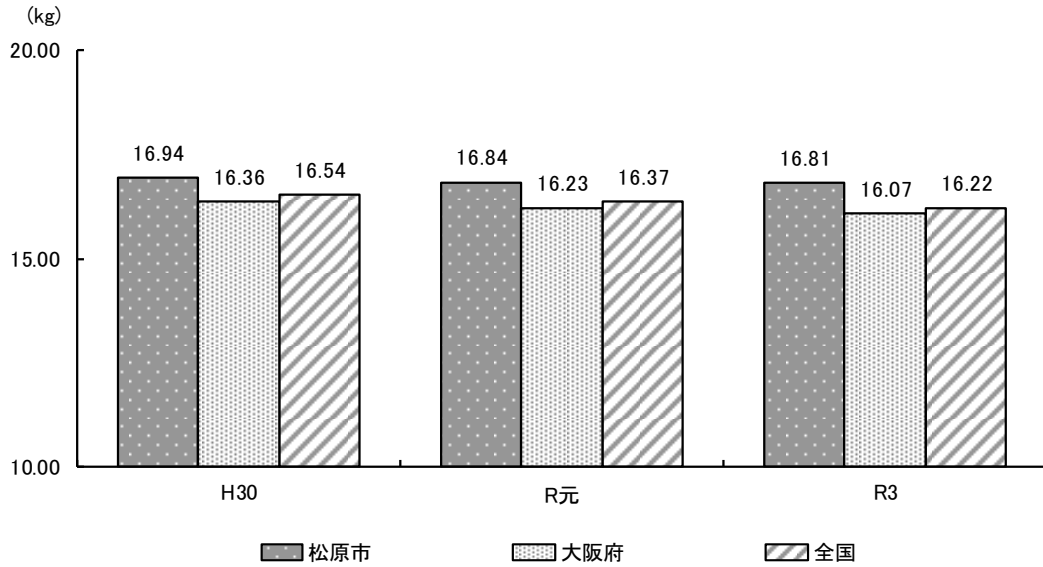


注：英語は3年に1回の調査。
資料：全国学力学習状況調査

(11) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

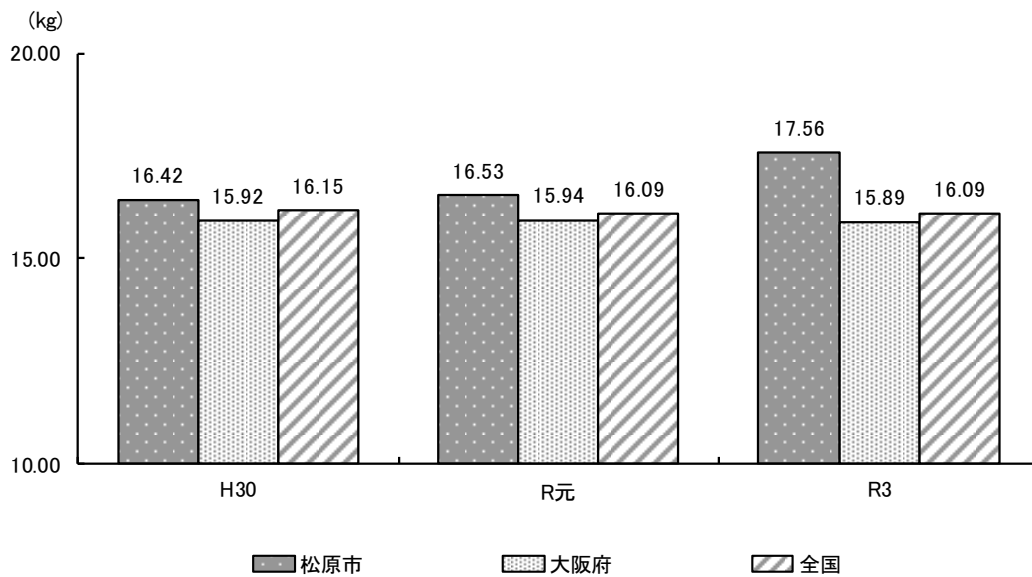
小学校

【握力・男子】



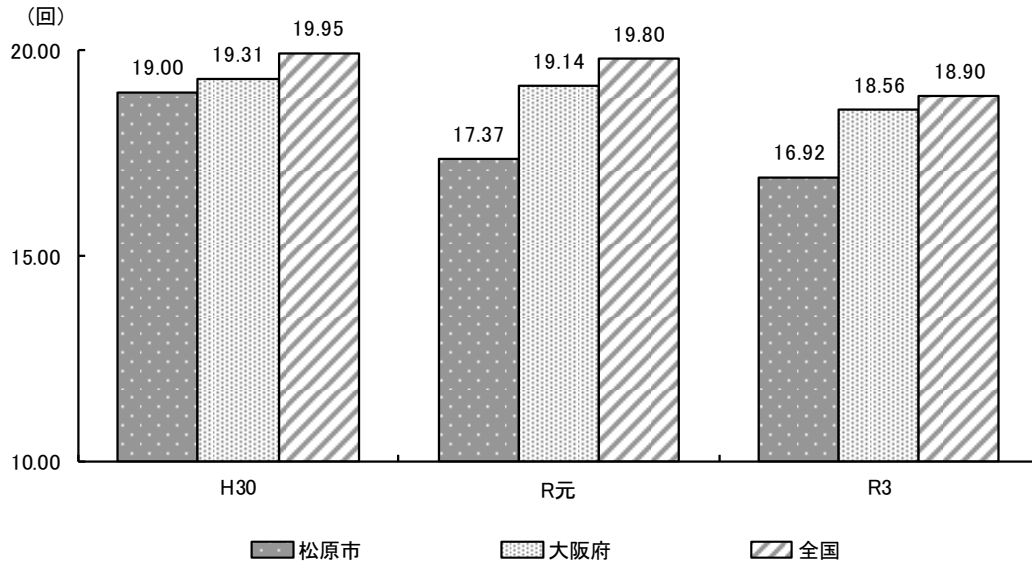
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【握力・女子】



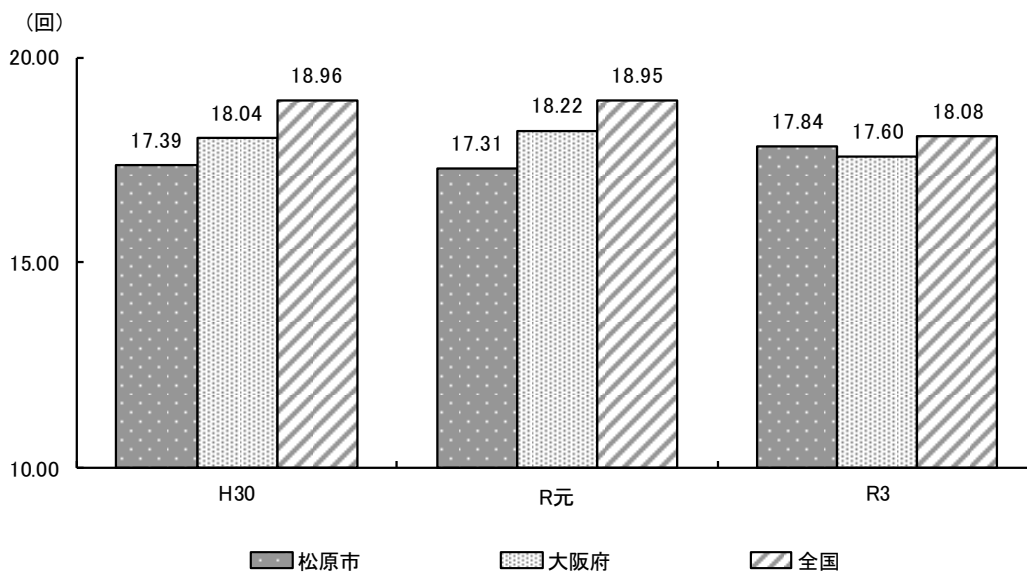
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【上体起こし・男子】



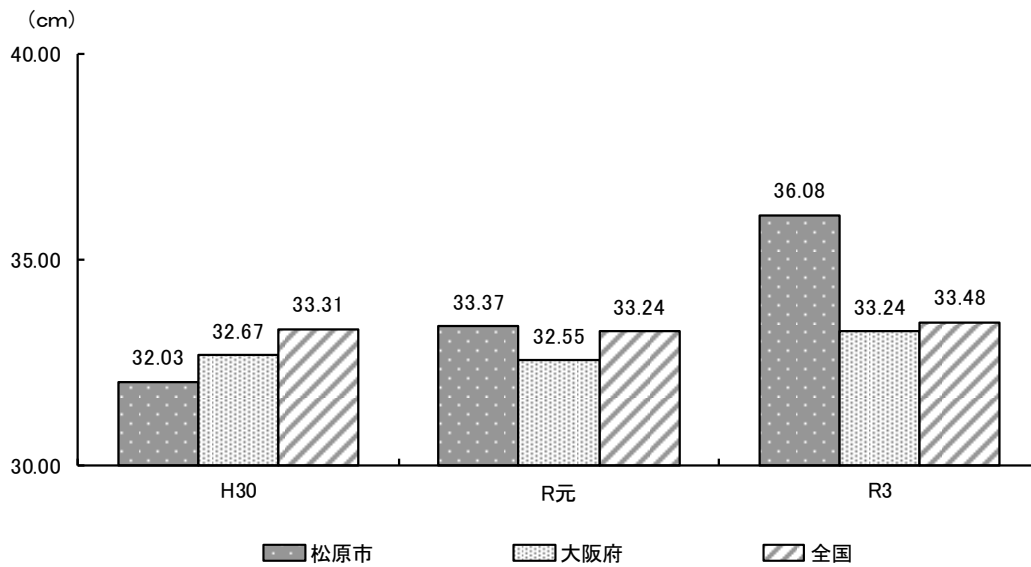
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【上体起こし・女子】



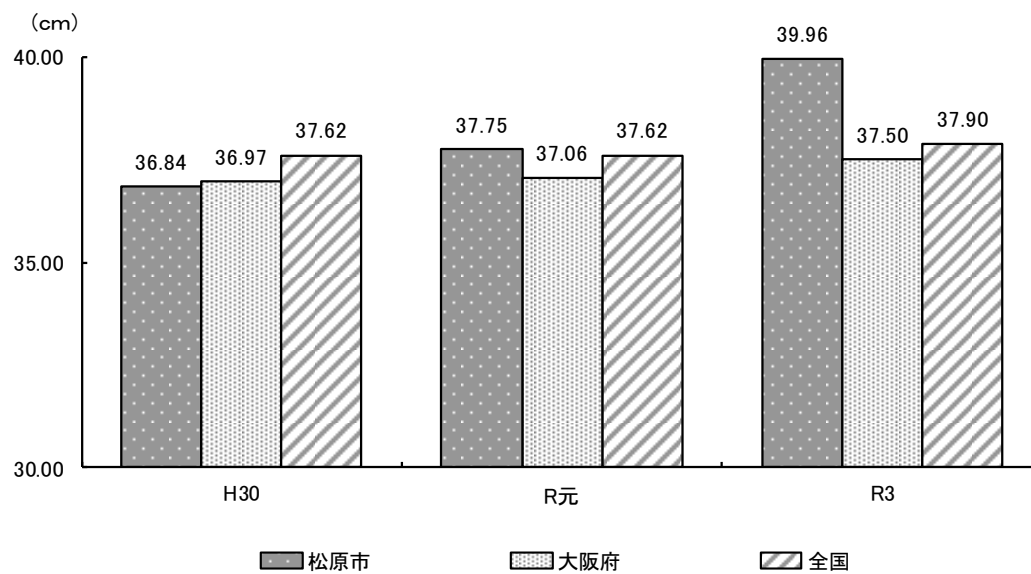
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【長座体前屈・男子】



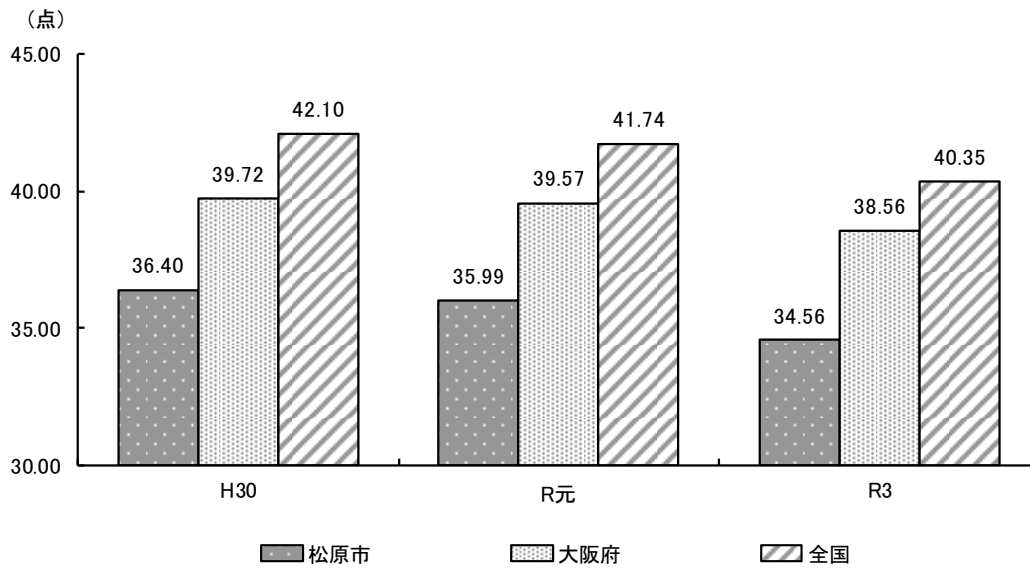
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【長座体前屈・女子】



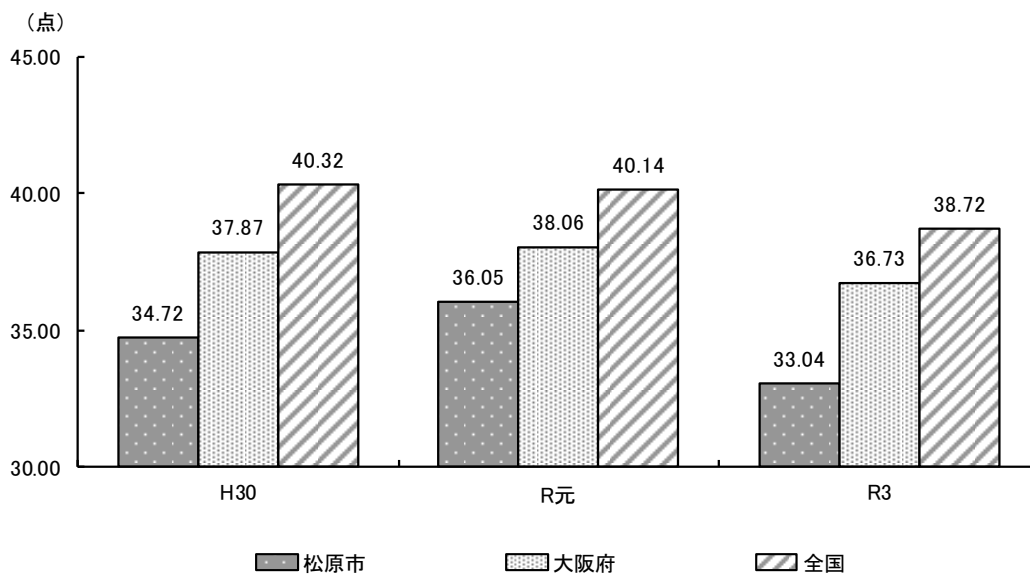
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【反復横跳び・男子】



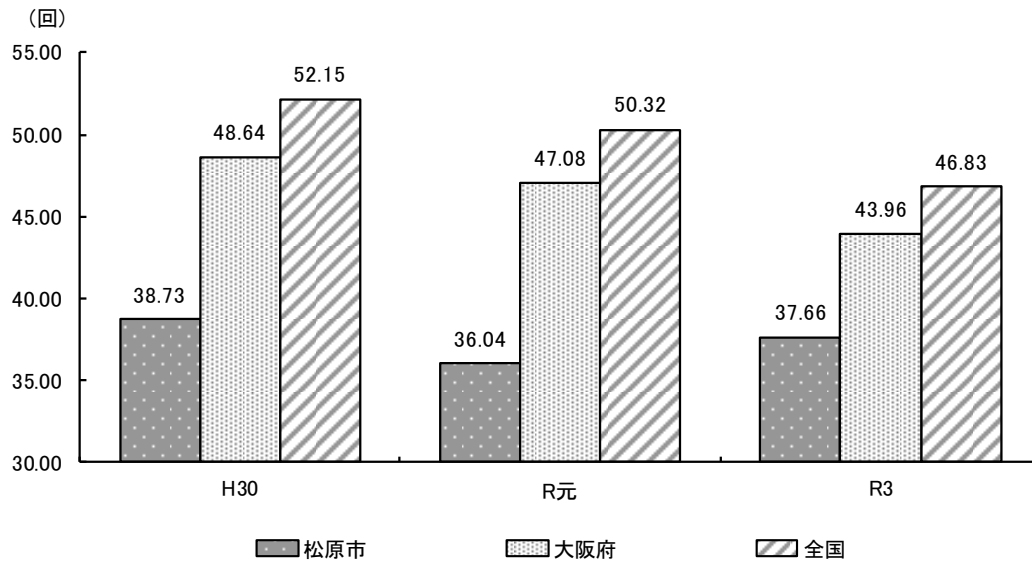
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【反復横跳び・女子】



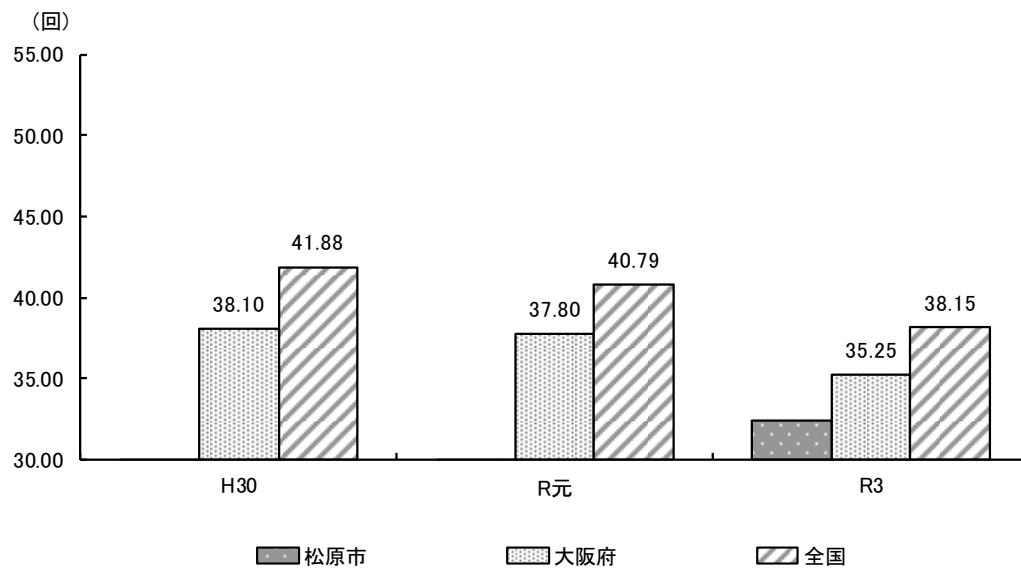
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【20mシャトルラン・男子】



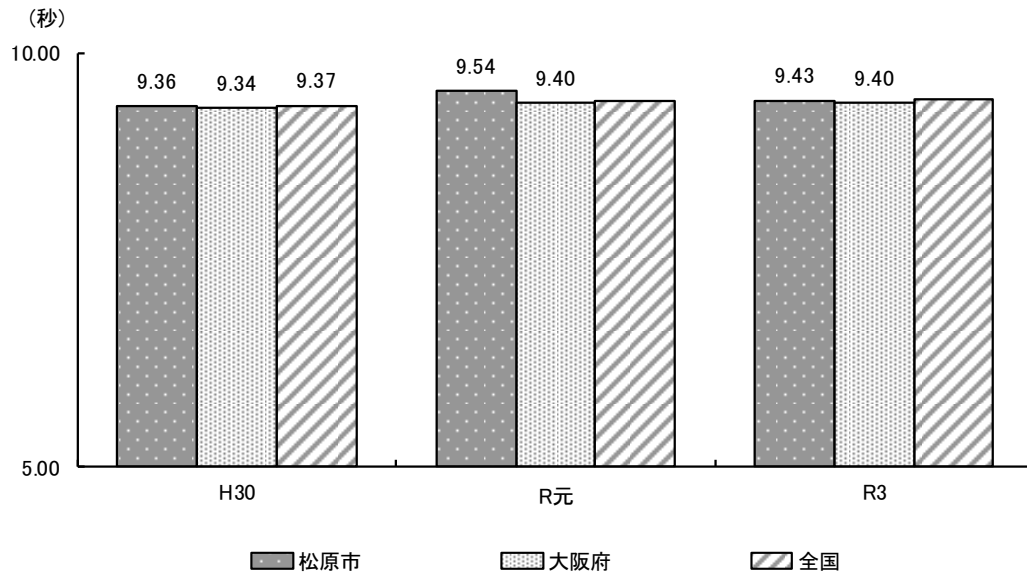
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【20mシャトルラン・女子】



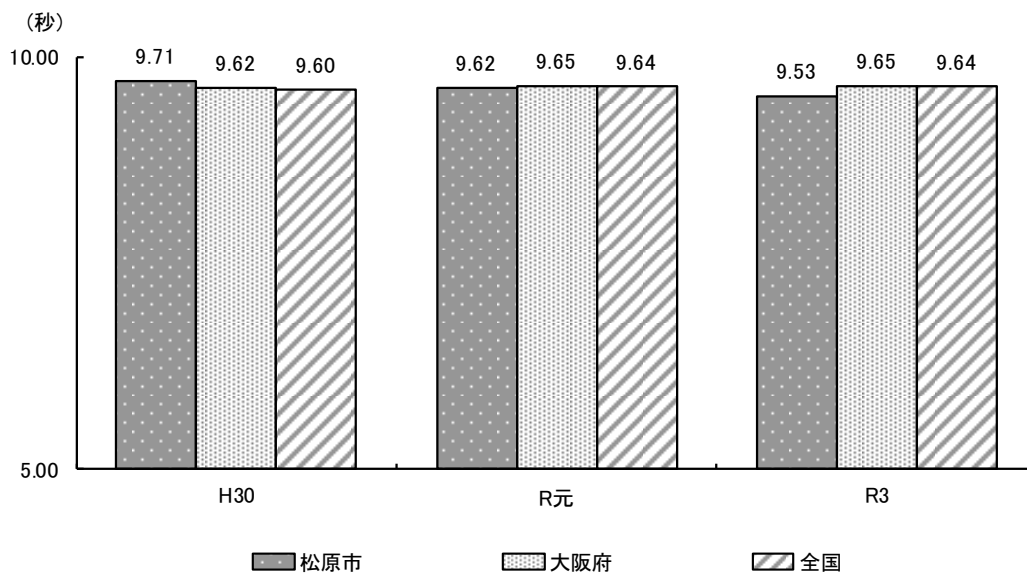
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【50m走・男子】



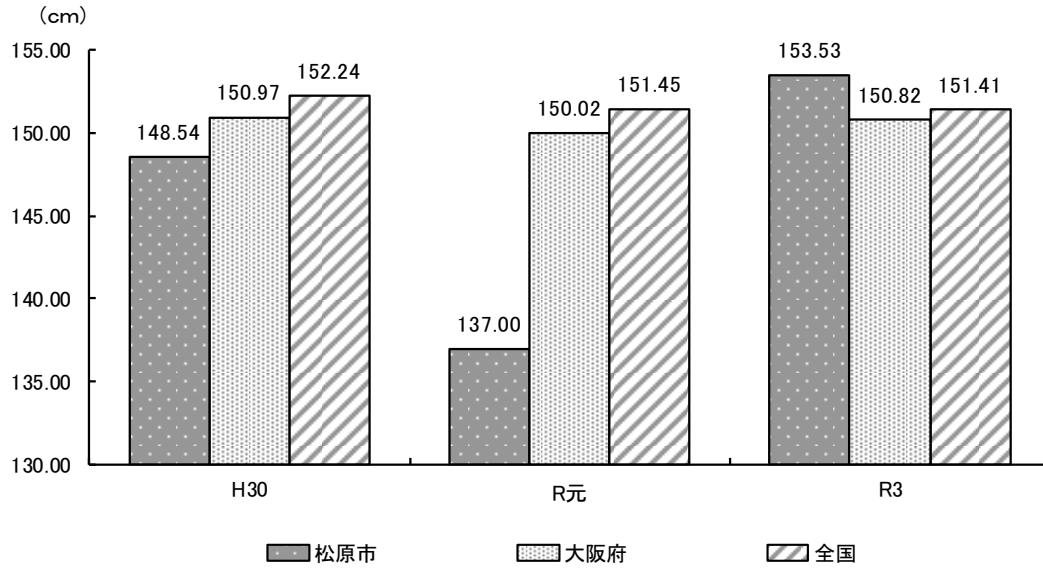
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【50m走・女子】



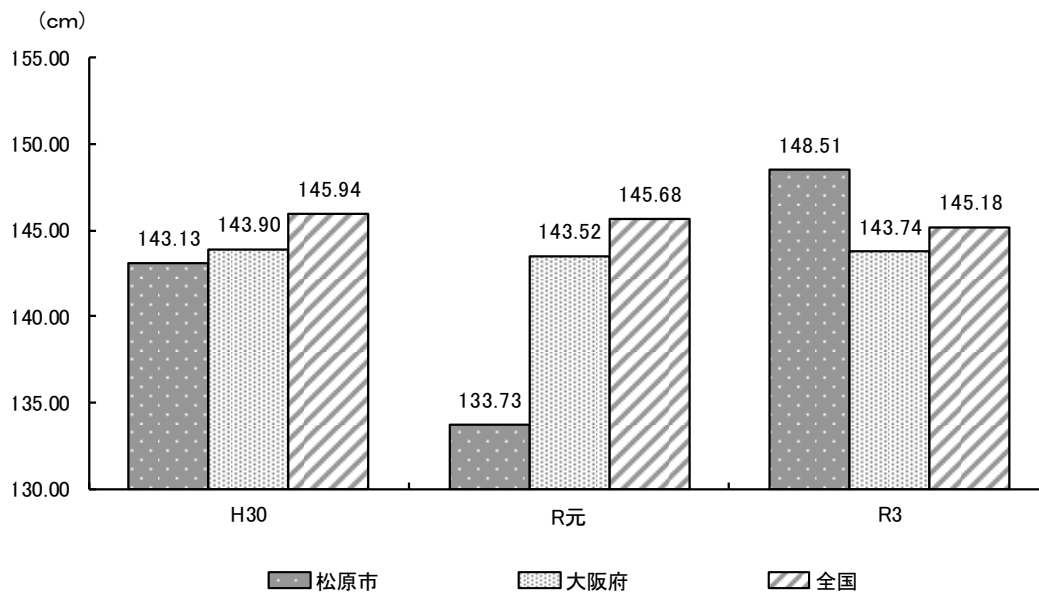
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【立ち幅跳び・男子】



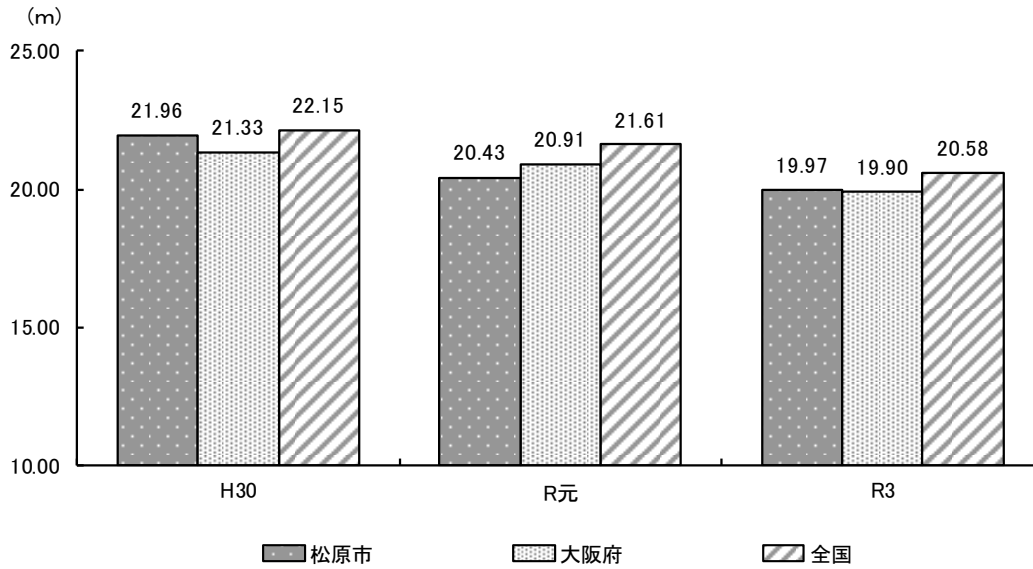
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【立ち幅跳び・女子】



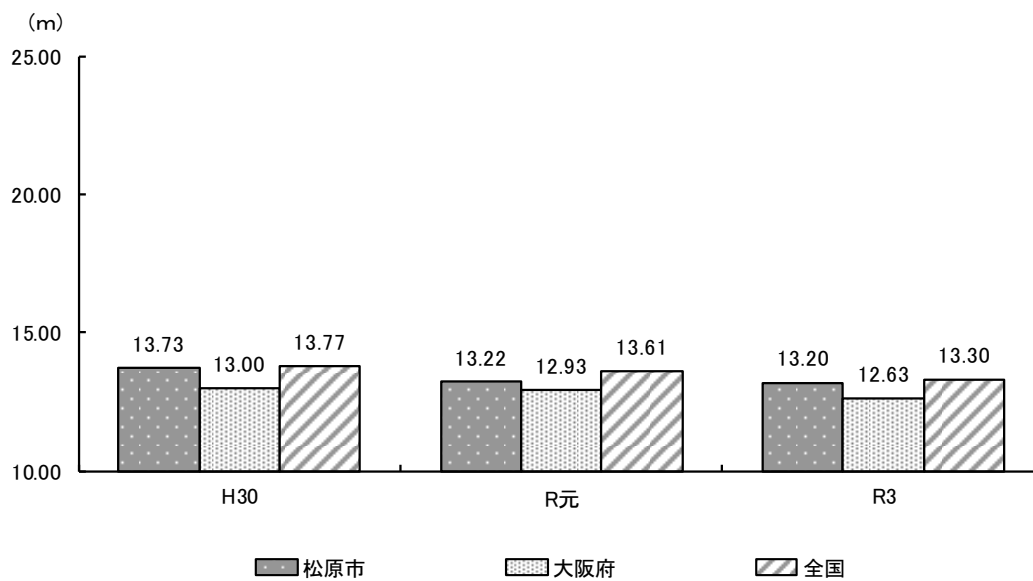
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【ソフトボール投げ・男子】



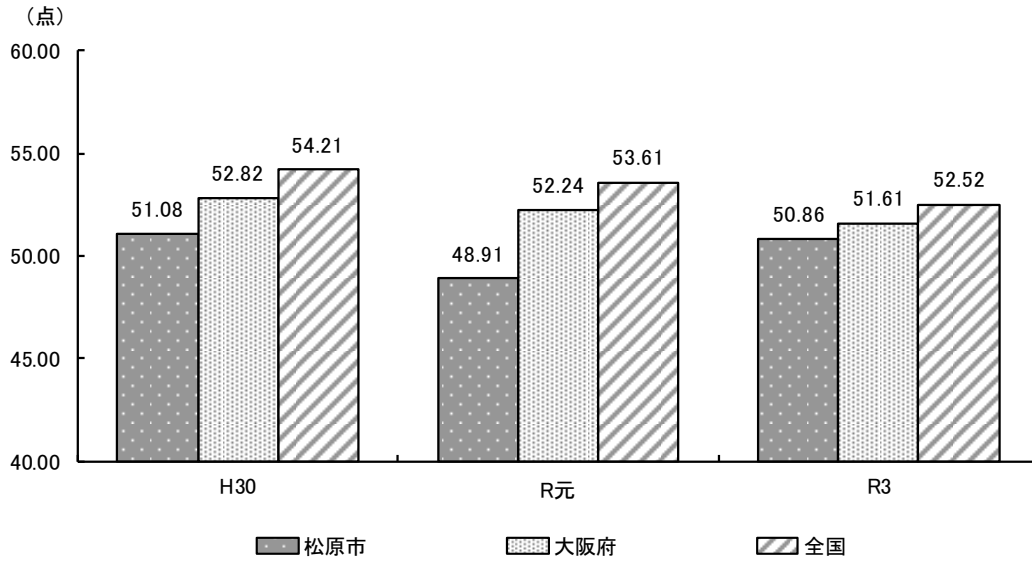
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【ソフトボール投げ・女子】



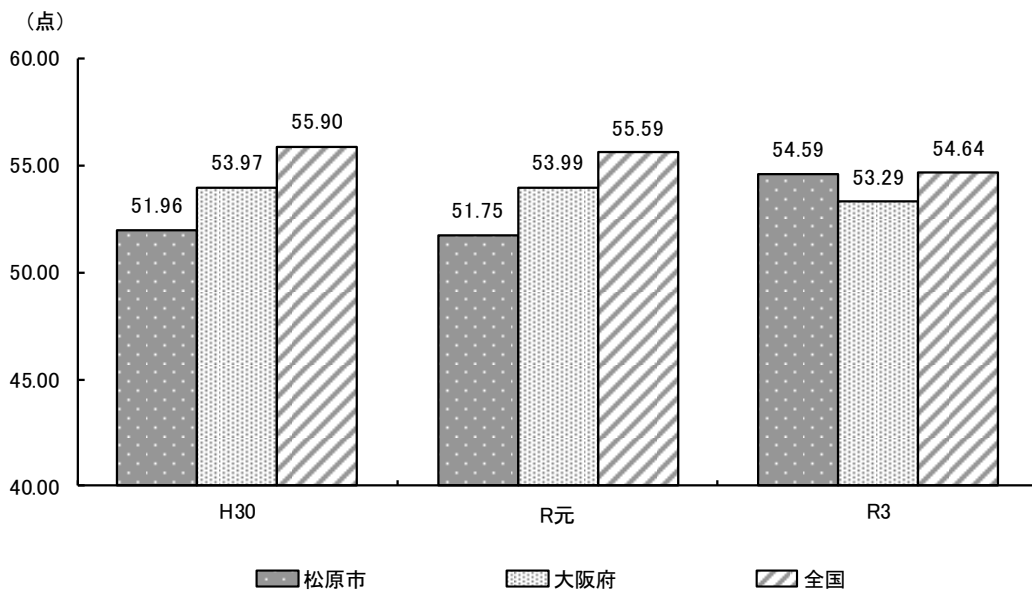
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【体力合計点・男子】



資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

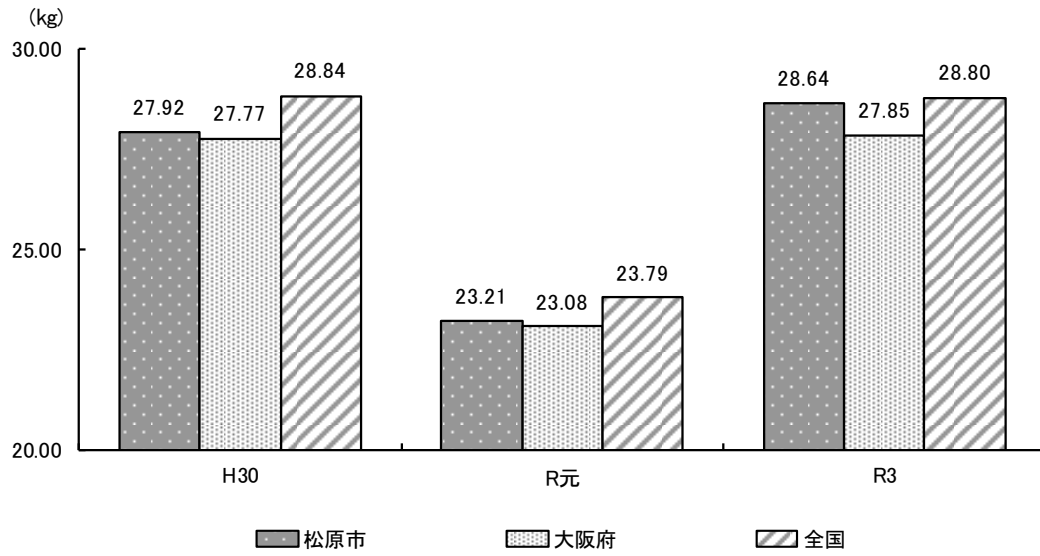
【体力合計点・女子】



資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

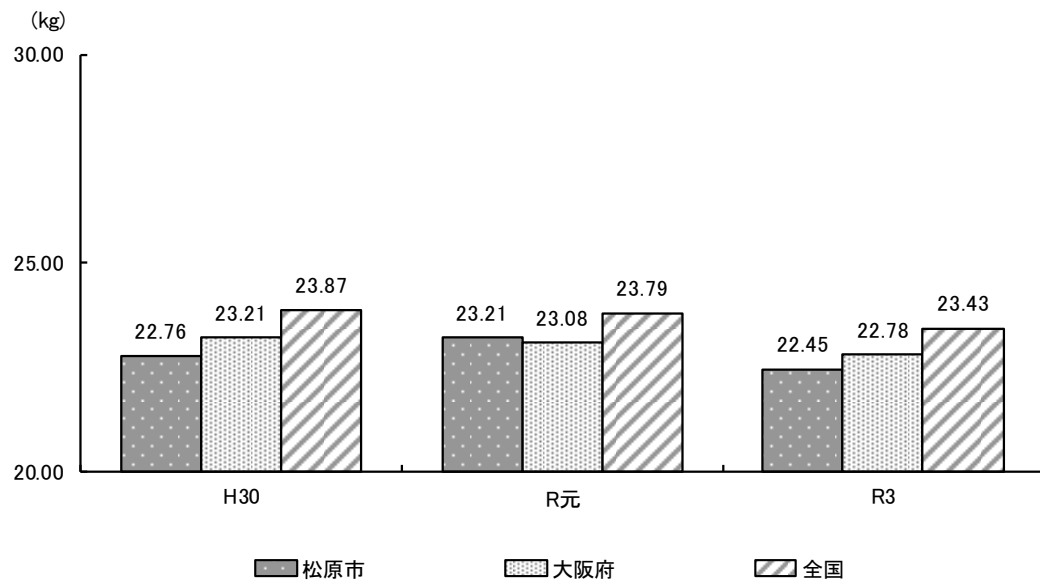
中学校

【握力・男子】



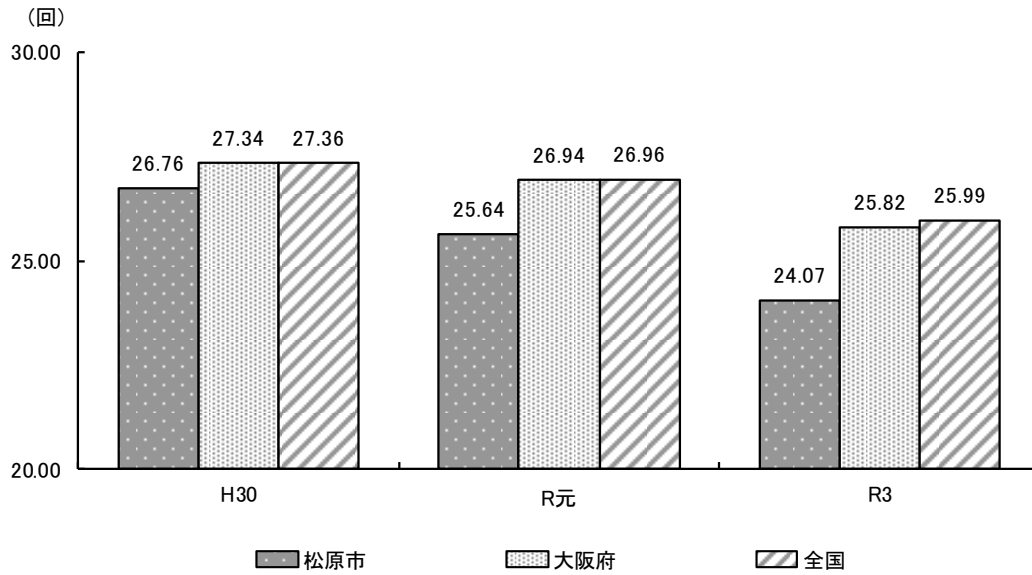
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【握力・女子】



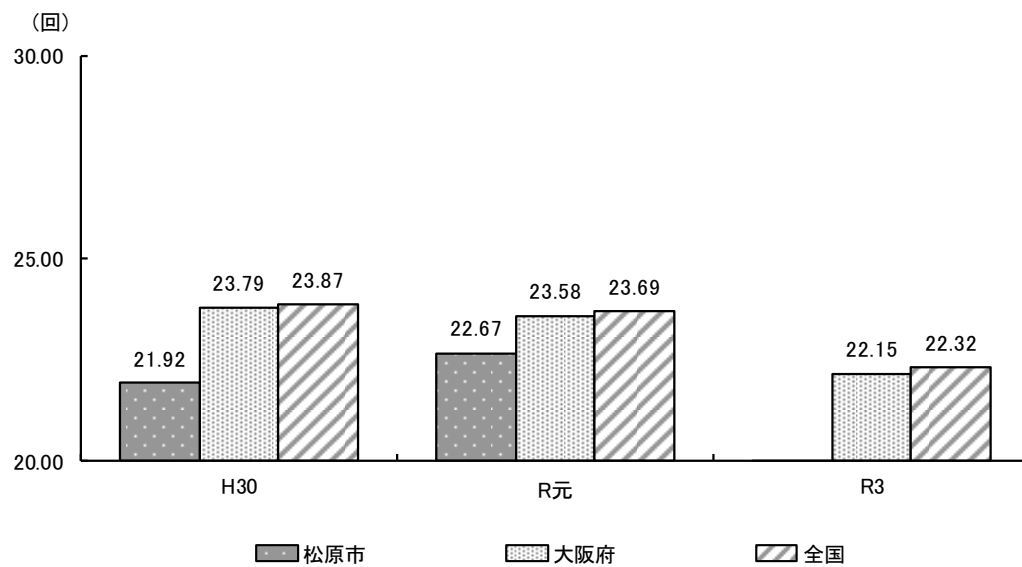
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【上体起こし・男子】



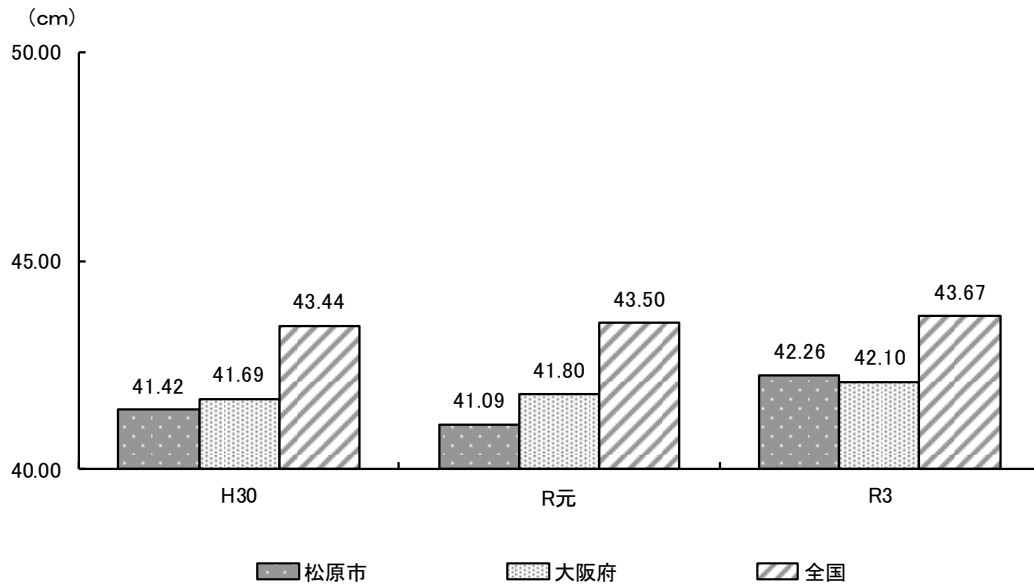
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【上体起こし・女子】



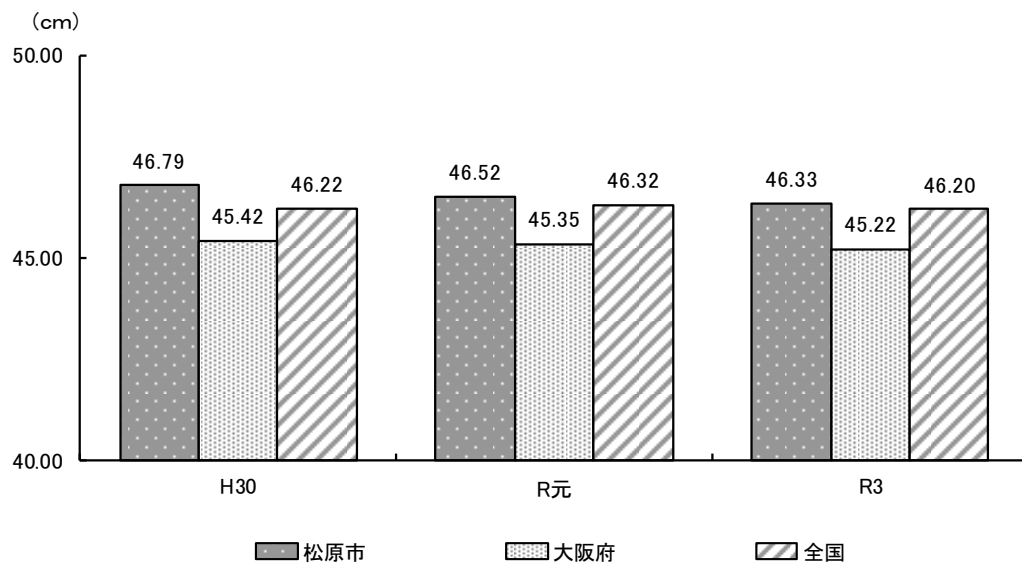
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【長座体前屈・男子】



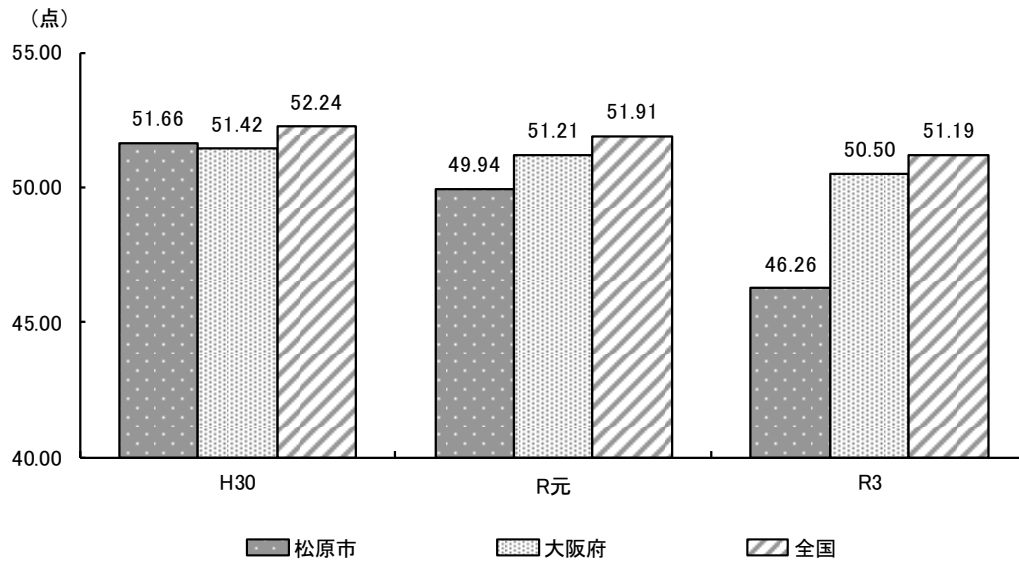
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【長座体前屈・女子】



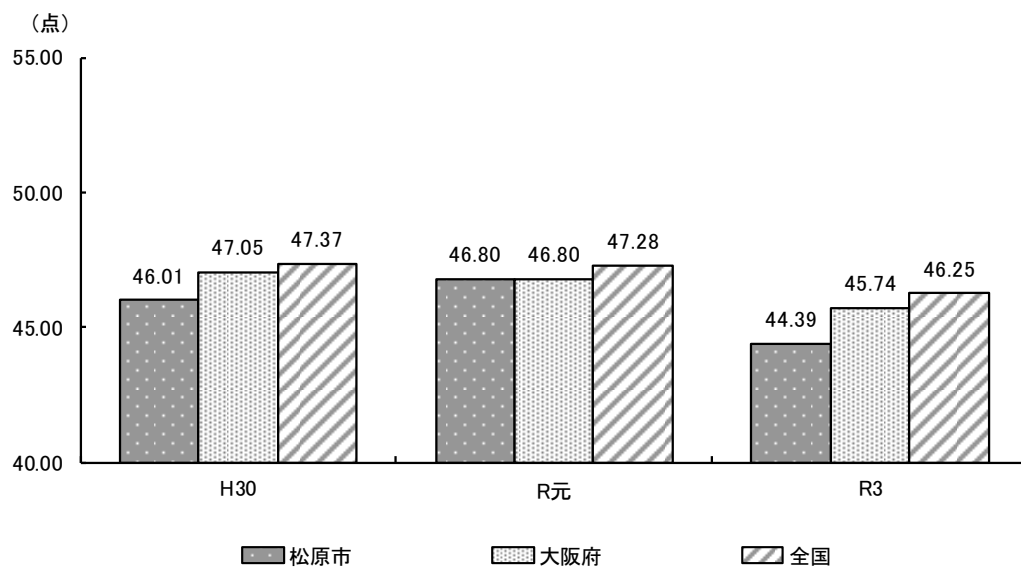
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【反復横跳び・男子】



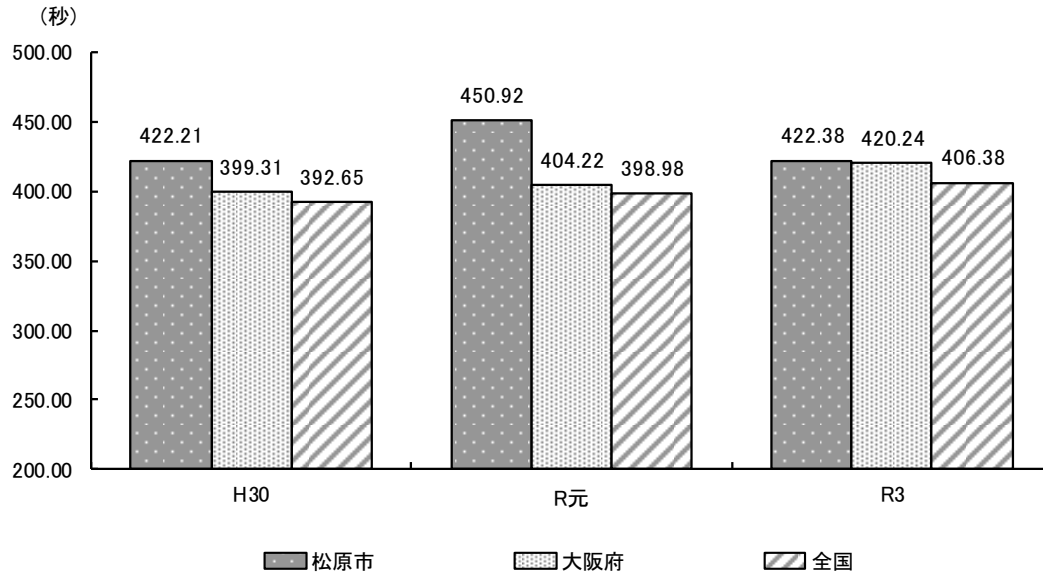
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【反復横跳び・女子】



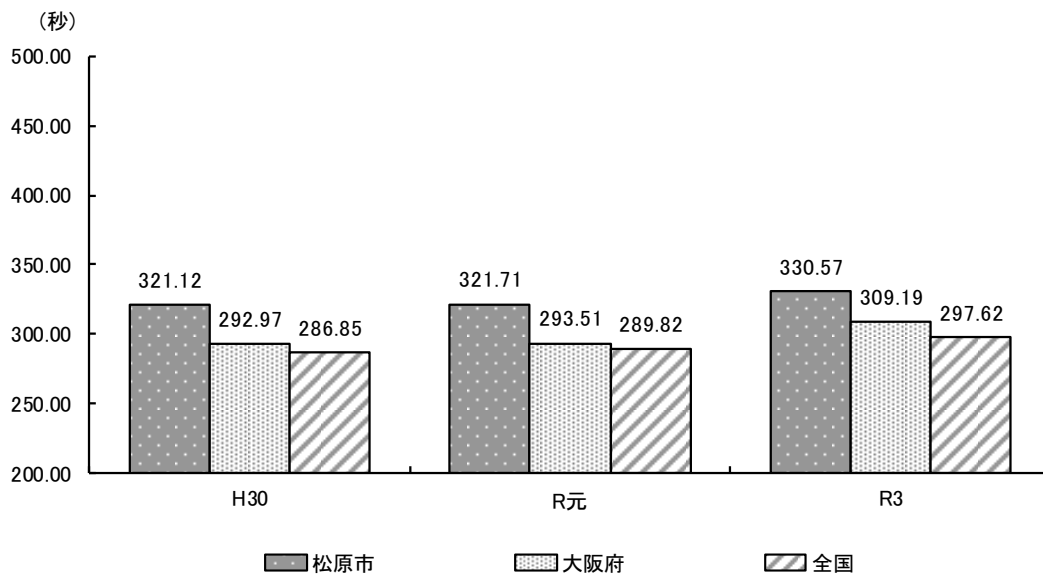
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【持久走・男子】



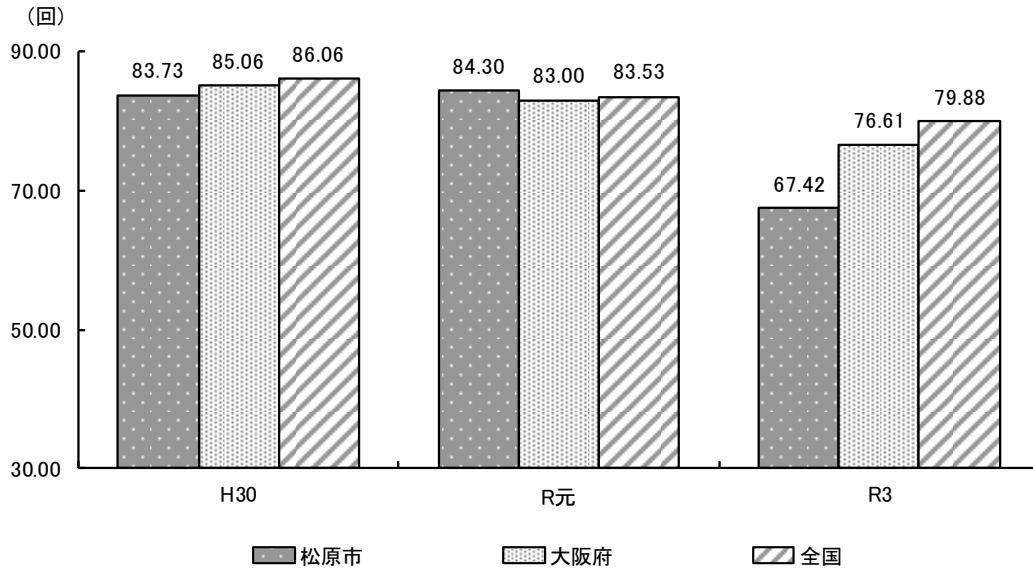
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【持久走・女子】



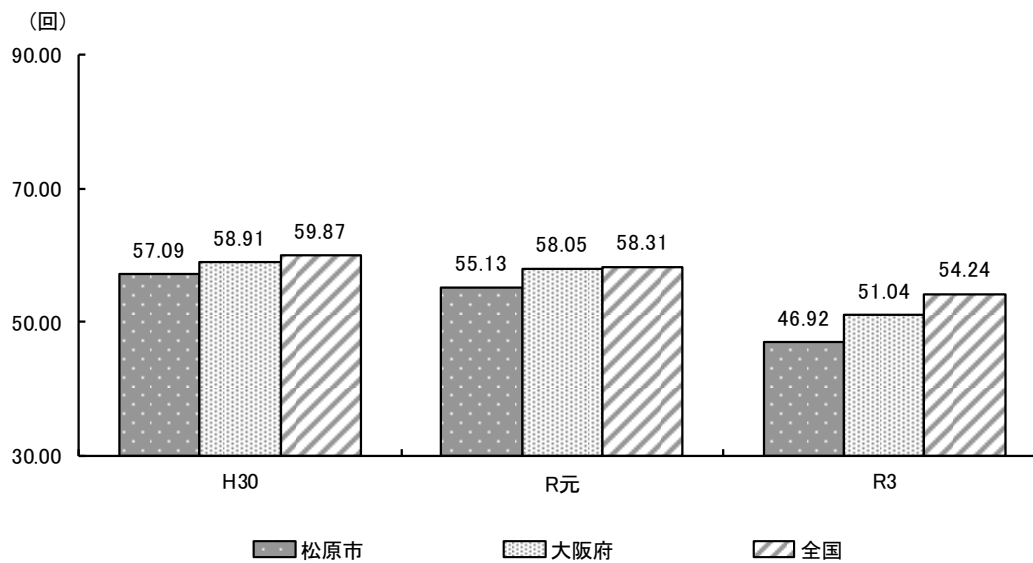
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【20mシャトルラン・男子】



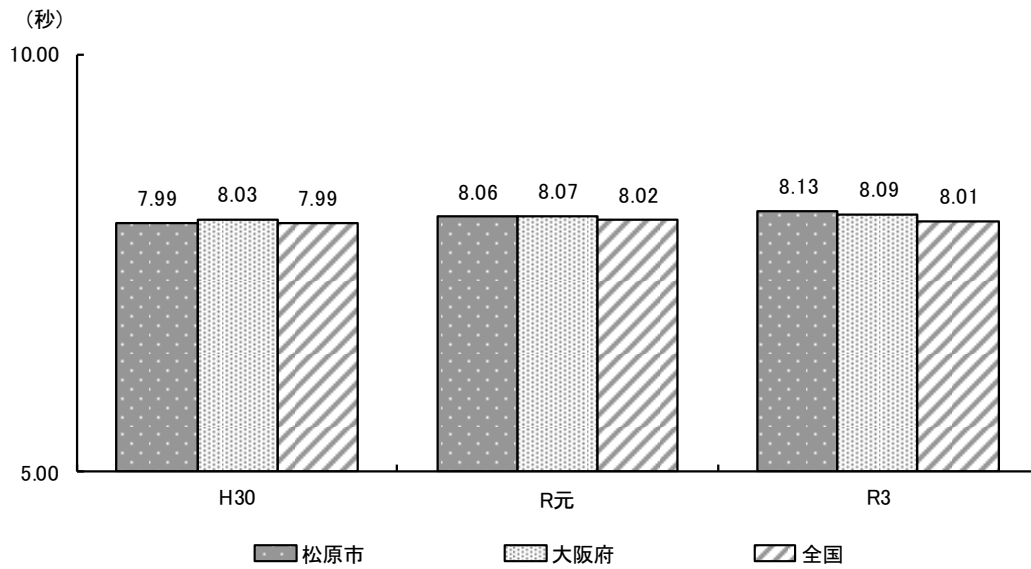
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【20mシャトルラン・女子】



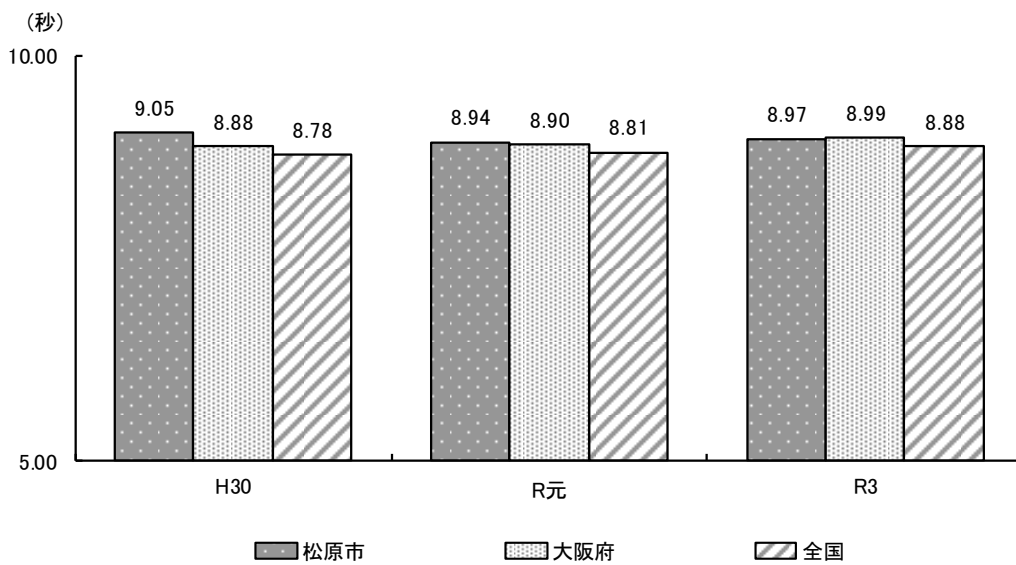
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【50m走・男子】



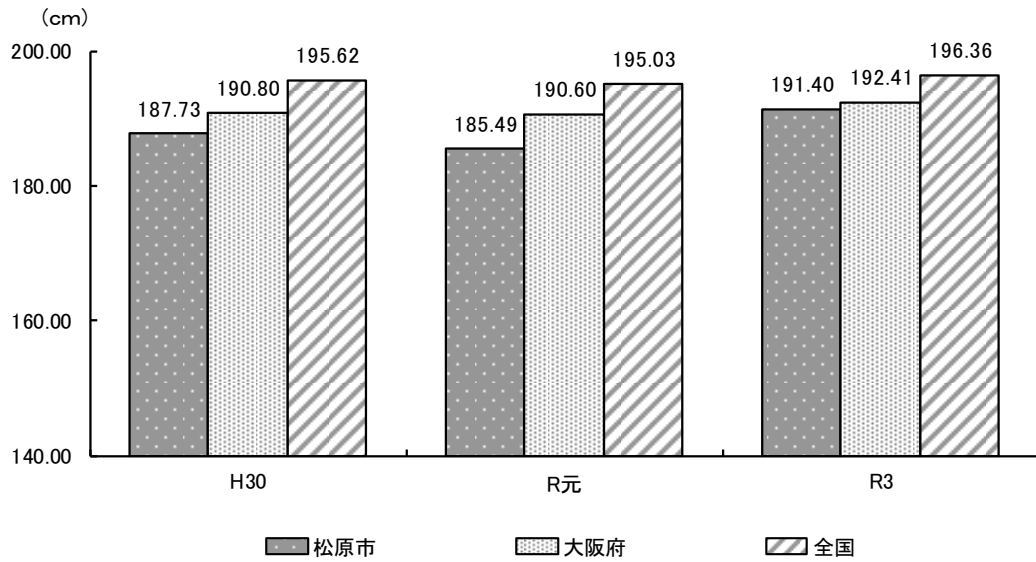
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【50m走・女子】



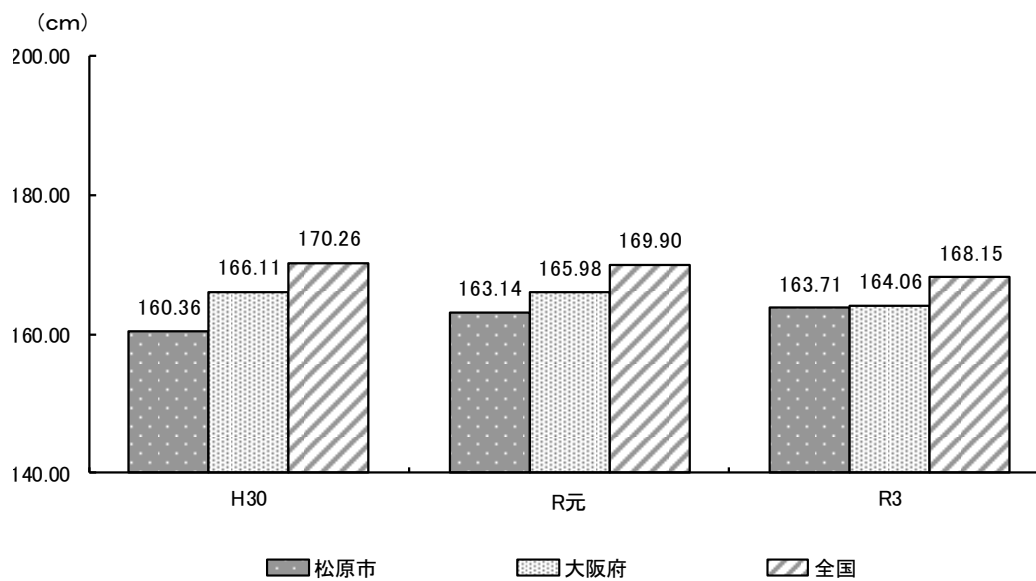
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【立ち幅跳び・男子】



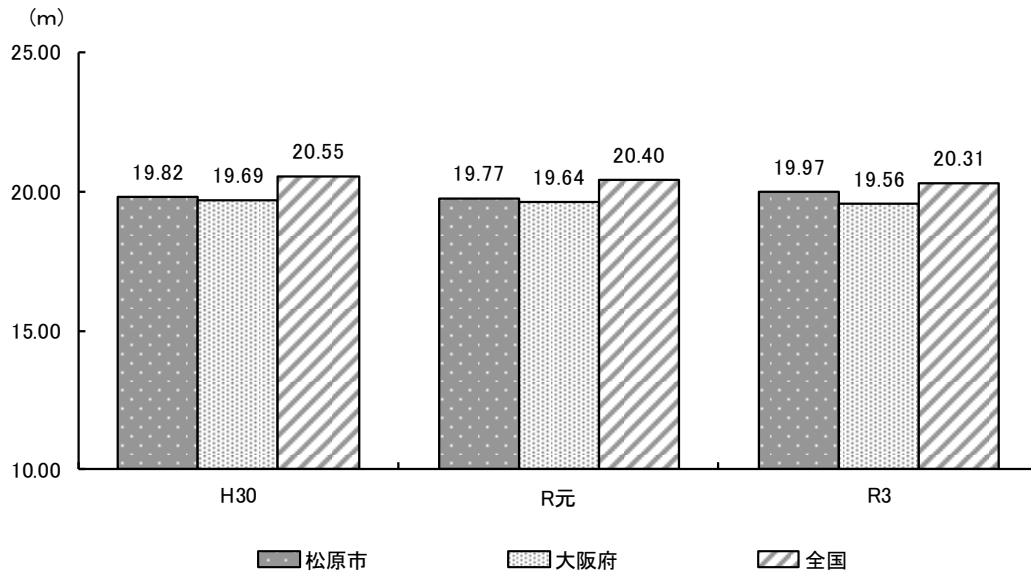
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【立ち幅跳び・女子】



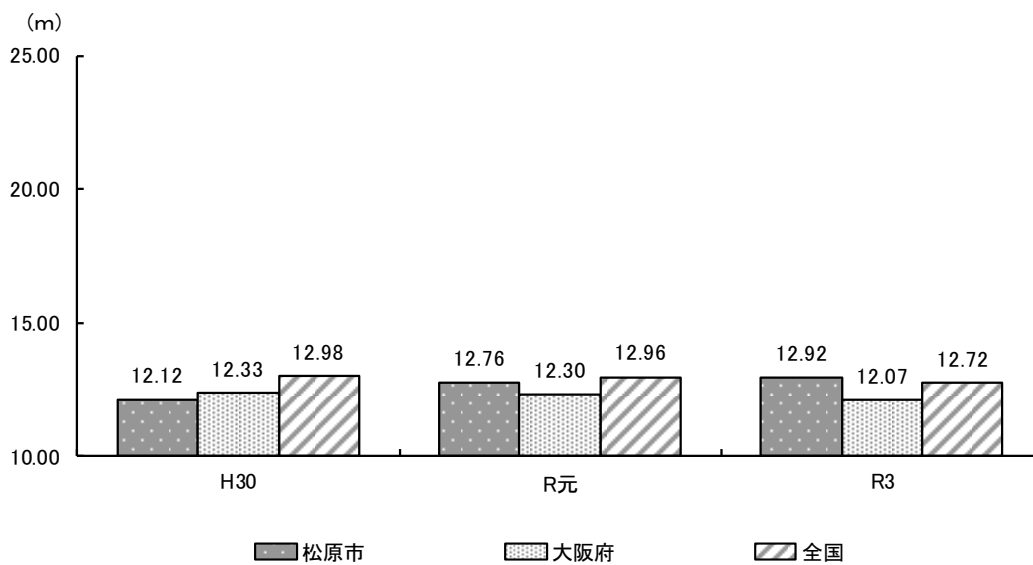
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【ソフトボール投げ・男子】



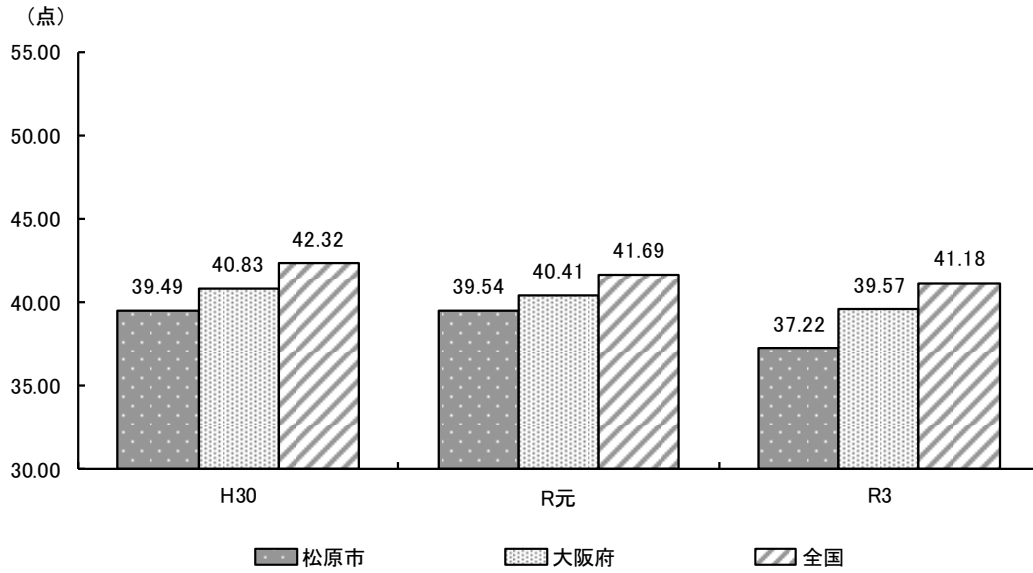
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【ソフトボール投げ・女子】



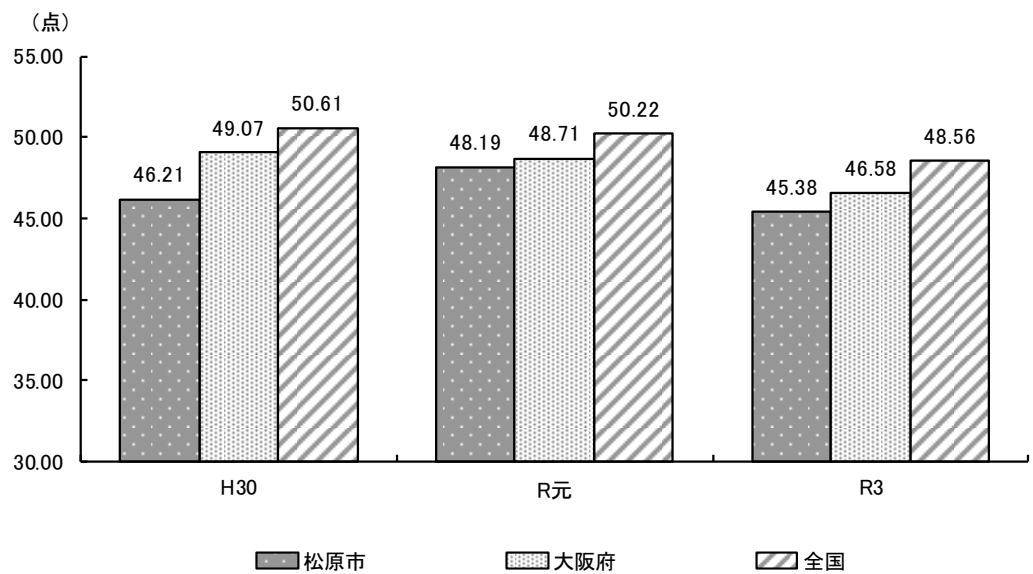
資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【体力合計点・男子】



資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【体力合計点・女子】



資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

1 大阪府内市における教育振興基本計画策定状況

大阪府内において、直近2年以内に教育振興基本計画を策定された市は以下の通り。

【大阪府内市における策定状況（抜粋）】

自治体	文書名	計画期間
大阪市	大阪市教育振興基本計画	令和4年度～令和7年度
堺市	第3期未来をつくる堺教育プラン	令和3年度～令和7年度
豊中市	第2期豊中市教育振興計画	令和3年度～令和10年度
高槻市	第2期高槻市教育振興基本計画	令和3年度～令和12年度
八尾市	八尾市教育振興基本計画	令和3年度～令和10年度
柏原市	第2期柏原市教育振興基本計画	令和4年度～令和12年度
門真市	門真市教育振興基本計画 2021	令和3年度～令和7年度
摂津市	摂津市教育振興基本計画	令和3年度～令和7年度
池田市	四條畷市教育振興基本計画	令和4年度～令和17年度

2 大阪府内における教育振興基本計画の概要

① 大阪市教育振興基本計画

【計画の期間】

令和4年度～令和7年度

【基本理念】

全ての子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立することをめざします。

あわせて、グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となることをめざします。

【施策推進における基本的な方向】

最重要目標1 安全・安心な教育の推進

(1) 安全・安心な教育環境の実現

- 1-1 いじめへの対応
- 1-2 不登校への対応
- 1-3 問題行動への対応
- 1-4 児童虐待等への対応
- 1-5 防災・減災教育の推進
- 1-6 安全教育の推進

(2) 豊かな心の育成

- 2-1 道徳教育の推進
- 2-2 キャリア教育の充実
- 2-3 人権を尊重する教育の推進
- 2-4 インクルーシブ教育の推進
- 2-5 多文化共生教育の推進

最重要目標2 未来を切り拓く学力・体力の向上

(3) 幼児教育の推進と質の向上

- 3-1 就学前教育カリキュラム等に基づいた教育の推進

(4) 誰一人取り残さない学力の向上

- 4-1 言語活動・理数教育の充実(思考力・判断力・表現力等の育成)
- 4-2 「主体的・対話的で深い学び」の推進(各学校の実態に応じた個別支援の充実)
- 4-3 英語教育の強化
- 4-4 全市共通テスト等の実施と分析・活用

- (5) 健やかな体の育成
 - 5-1 体力・運動能力向上のための取組の推進
 - 5-2 健康教育・食育の推進

最重要目標3 学びを支える教育環境の充実

- (6) 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
 - 6-1 ICTを活用した教育の推進
 - 6-2 データ等の根拠に基づく施策の推進
(教育ビッグデータの活用等)
- (7) 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
 - 7-1 働き方改革の推進
 - 7-2 教員の資質向上・人材の確保
 - 7-3 大学連携の推進（新教育センターの設置）
 - 7-4 教育ブロックでの教育の推進
(学校や地域等の実情に応じたきめ細かな支援)
 - 7-5 カリキュラム・マネジメントの推進
(校園長によるマネジメントの強化)
 - 7-6 学校配置の適正化
- (8) 生涯学習の支援
 - 8-1 「生涯学習大阪計画」に基づいた取組
 - 8-2 「大阪市子ども読書活動推進計画」に基づいた取組
 - 8-3 学校図書館の活性化
- (9) 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進
 - 9-1 教育コミュニティづくりの推進
 - 9-2 地域学校協働活動の推進

② 第3期未来をつくる堺教育プラン

【計画の期間】

令和3年度～令和7年度

【教育理念】

- 「ひとづくり・まなび・ゆめ」
- ・豊かな心の人づくり
- ・確かな学びの形成
- ・ゆめをはぐくむ教育の推進

【めざす教育像】

めざす子ども像：それぞれの世界へはばたく“堺っ子”

めざす学校像：子どもの未来をつくる学校

めざす教員像：情熱・指導力・人間力を備えた教員

【プラン推進の基本的視点】

(1)「縦につながる教育」の推進

子どもの発達課題に応じた、組織的・体系的な一貫した教育の推進

(2)「横にひろがる教育」の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による、学校力の向上、子どもの豊かな学びの創造

【基本的方向性と基本施策】

基本的方向性1 未来を切り拓く力の育成

基本施策1 「総合的な学力」の育成

基本施策2 グローバルに活躍できる力の育成

基本施策3 超スマート社会（Society5.0）で活躍できる力の育成

基本施策4 豊かな心の育成

基本施策5 健やかな体の育成

基本施策6 特別支援教育の推進

基本施策7 つながる教育の推進

基本施策8 学びの機会の確保

基本的方向性2 学校力・教師力の向上

基本施策9 学校マネジメント力の向上

基本施策10 信頼される教員の育成

基本的方向性3 安全・安心な学びの場づくり

基本施策11 えがおあふれる学びの場づくり

基本施策12 子どもの安全確保

基本的方向性4 学校・家庭・地域が連携・協働する教育の推進

基本施策13 ひろがる教育の推進

基本施策14 生涯にわたる学習環境の充実

基本的方向性5 よりよい教育環境の充実

基本施策15 教育環境の整備

基本施策16 学校施設の整備

③ 第2期豊中市教育振興計画

【計画の期間】

令和3年度～令和10年度

【基本理念】

豊かな夢を子どもたちに ともに描く学びと創造のまち とよなか
～大きな夢を抱いて ほがらかに生きよう～

- ・夢や希望を持ち、変動する社会情勢や国際社会の中で、たくましく未来を切り拓く人
- ・とよなかへの愛着と誇りを持ち、生涯にわたり健康を保ちながら学び続ける人
- ・生命と人権を尊重し、多様性を認め合いながら、社会を共に支えあえる人

【施策の展開】

基本方向1 保育や幼児教育の充実を進めます

- ①保育・幼児教育の充実
- ②保育・幼児教育の質の確保・向上
- ③乳幼児期から小学校生活への円滑な移行の推進

基本方向2 子どもたちの学びを高める環境づくりを進めます

- ④確かな学力と体力の向上
- ⑤豊かな人間性の育成
- ⑥小中一貫教育の推進
- ⑦ともに学ぶ教育の推進（障害のある児童生徒への支援、帰国・渡日等児童生徒への支援など）
- ⑧いじめ防止と不登校支援の充実
- ⑨学校における働き方改革の推進
- ⑩教育環境の整備

基本方向3 子ども・若者がそれぞれの力を活かし、社会に関わっていくことができるよう支援します

- ⑪活動や交流ができる機会の充実
- ⑫子どもたちの居場所づくり
- ⑬子どもたちの健全な育成

基本方向4 子どもたちを育む学校・家庭・地域の連携・協働を進めます

- ⑭学校と家庭、地域をつなぐしくみづくりの推進
- ⑮コミュニティ・スクールの導入
- ⑯家庭や地域の教育力向上の支援
- ⑰地域での子育て環境づくり

基本方向5 生涯を通じた学びの機会の充実と成果を活かせる場や機会づくりを進めます

⑩学びの支援と学習機会の充実

⑪地域における学習活動などの推進

⑫（仮称）中央図書館を核とした生涯学習推進拠点の整備

基本方向6 文化芸術・スポーツの振興、歴史・文化資源の保全・活用を進めます

⑬歴史・文化遺産の保護（保存と活用）と文化芸術の振興

⑭スポーツの振興

④ 第2期高槻市教育振興基本計画

【計画の期間】

令和3年度～令和12年度

【めざす社会像】

多様な人々と協働しながら、一人一人が活躍し、安全で安心して豊かに暮らせる社会

【めざす子ども像】

人や社会とつながり、学び続け、よりよい自分と社会を創る子ども

- ・たかめる力
- ・かんがえる力
- ・つながる力
- ・きりひらく力

【目標と基本施策】

目標1-1 確かな学力の育成

- 1 9年間を見通した教育課程の編成と実施
- 2 きめ細かな学習指導の充実・推進
- 3 学び続ける力を育成するための学習指導の推進
- 4 一人一人に応じた教育・支援の推進
- 5 ICT機器を活用した教育の充実・推進
- 6 学校図書館を活用した学習活動の推進

目標1-2 豊かな心の育成

- 7 道徳教育の推進

- 8 キャリア教育・シティズンシップ教育の推進
- 9 人権教育の推進
- 10 生徒指導の推進
- 目標1-3 健やかな体の育成
 - 11 安全教育の充実・推進
 - 12 健康教育の充実・推進
 - 13 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進
- 目標2-1 学校力の向上
 - 1 安全・健康対策の充実・推進
 - 2 学校の組織力の向上
 - 3 教職員の資質・能力の向上
 - 4 教育環境の整備
 - 5 小中一貫教育の推進
 - 6 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進
 - 7 幼児教育等の充実
- 目標2-2 家庭力の向上
 - 8 家庭教育の推進
 - 9 PTAとの協働と活動支援
 - 10 福祉機関等との連携
- 目標2-3 地域力の向上
 - 11 地域等との協働の推進
 - 12 青少年健全育成の推進
 - 13 公民館・図書館の充実

⑤ 八尾市教育振興基本計画

【計画の期間】

令和3年度～令和10年度

【基本理念】

認め合い ともに生き 未来を切り拓く八尾の教育

【めざす子ども像】

未来を切り拓く チャレンジする『八尾っ子』

【基本方針と施策】

- 基本方針1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します
 - 1-1 幼児教育の充実
 - 1-2 確かな学力の育成
 - 1-3 豊かな心の育成
 - 1-4 健やかな体の育成
 - 1-5 子どもたちの人権を守る教育の充実
- 基本方針2 学びを支えるセーフティネットを構築します
 - 2-1 多様なニーズに対応した教育の推進
 - 2-2 教育相談および教育支援体制の充実
 - 2-3 学びと育ちの経済的支援
- 基本方針3 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます
 - 3-1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現
 - 3-2 都市の魅力と人々の活気を高めるスポーツの振興
 - 3-3 歴史資産などの保全・活用・発信
- 基本方針4 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります
 - 4-1 教育環境の整備・充実
 - 4-2 学校における指導・運営体制の充実と働き方改革の推進
 - 4-3 児童・生徒の安全確保
 - 4-4 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

⑥ 第2期柏原市教育振興基本計画

【計画の期間】

令和4年度～令和12年度

【基本理念】

あんじょう柏原

めざす子ども像：15の春にひとすじの意志をもったひたむきな姿勢をつらぬく若者の育成

【基本目標】

すべての子どもに生きる喜びと、たくましい力を

【重点目標】

1. 一人ひとりを大切にする学校園教育を

2. 基礎・基本の定着をめざしたわかる授業の創造を
3. 自ら考え、学ぶ意欲を育てる授業への改革を
4. 知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を
 - (1) 知識・技能を習得し、活用して自ら考え、判断し、表現する力を
 - (2) 他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を
 - (3) たくましく生きるための健康や体力を
5. 家庭・地域との密接な連携をはかり、安全で開かれた学校園づくりを

【基本方針と施策】

基本方針1 未来を切り拓く「生きる力」を育成します

- (1) 幼小中一貫教育の充実
- (2) 確かな学力の育成
- (3) 豊かな心の育成
- (4) 健やかな体の育成

基本方針2 学びを支える支援体制を構築します

- (1) 子どもへの適切な支援
- (2) 専門人材の活用
- (3) 教職員の専門性の向上
- (4) 就学への支援

基本方針3 地域の特色を生かし、生涯にわたる学びの機会や環境をつくります

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 生涯スポーツの充実
- (4) 歴史・文化の保全と活用

基本方針4 安心、安全で快適な教育環境をつくります

- (1) 子どもの安全確保
- (2) 施設の環境整備
- (3) 学校給食の充実
- (4) 教育機会の均等

⑦ 門真市教育振興基本計画 2021

【計画の期間】

令和3年度～令和7年度

【めざす子ども像】

将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども

【基本目標】

- ① 一人ひとりが輝くためにチャレンジする力をはぐくむ教育
- ② これからの時代にたくましく生き抜く力をはぐくむ教育
- ③ 互いの違いを認め合いながら社会の担い手として人とつながる力をはぐくむ教育

【施策の方向】

施策の方向1 確かな学力の育成

- (1) 学習指導要領の確実な実施
- (2) 学力向上に向けた基盤づくり
- (3) グローバル化に対応するための取組の推進
- (4) 小中一貫教育の推進

施策の方向2 すべての子どもへの学習の支援

- (1) 障がいのある子どもの自立支援
- (2) 不登校児童生徒への支援
- (3) 様々な状況下における学習機会の確保

施策の方向3 豊かでたくましい人間性の育み

- (1) 自分の将来を描ける力の育成
- (2) 豊かな心を育む教育の推進
- (3) 開発的生徒指導の推進
- (4) いじめ防止への取組の推進
- (5) 人権尊重の教育の推進
- (6) 読書活動の推進

施策の方向4 健やかな体を育てる教育の推進

- (1) 体力づくりと健やかな生活習慣の確立に向けた取組
- (2) 食育の推進

施策の方向5 教職員の子どもとの関わりの充実

- (1) 教職員の人材育成
- (2) 職場におけるハラスメントの防止

施策の方向6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

- (1) 学校組織の改善と「チーム学校」としての組織力の強化
- (2) 教職員の働き方改革の推進

施策の方向7 安全・安心・快適な学びの場づくり

- (1) 学校施設の改善

- (2) 新たなつながりを創る学校づくり
- (3) 児童生徒一人ひとりの課題に沿った支援
- (4) 子どもたちを事故や災害から守るための取組の充実
- (5) 学校外における子どもの学習支援の推進

⑧ 摂津市教育振興基本計画

【計画の期間】

令和3年度～令和7年度

【教育理念】

つながり 未来を拓く せつつの教育

【基本目標】

- ① 一人ひとりが輝くためにチャレンジする力をはぐくむ教育
- ② これからの時代にたくましく生き抜く力をはぐくむ教育
- ③ 互いの違いを認め合いながら社会の担い手として人とつながる力をはぐくむ教育

【基本目標と施策】

基本目標1 豊かな心を育む教育

- ① 道徳教育の推進
- ② 人権教育の推進
- ③ 読書活動の推進

基本目標2 確かな学力を育む教育

- ④ 授業改善の推進
- ⑤ 学習内容・学習習慣の定着
- ⑥ 就学前教育・小中一貫教育の推進

基本目標3 健やかな体を育む教育

- ⑦ 運動意欲の向上・基本的生活習慣の定着
- ⑧ 学校体育・部活動の推進

基本目標4 社会を生き抜く力を育む教育

- ⑨ 新たな教育の推進

基本目標5 とともに学び育つ教育

- ⑩ 支援教育の推進
- ⑪ 相談体制の充実

⑫ 生徒指導の充実

基本目標6 学びを続ける機会づくり

⑬ 多様な学習機会の充実

基本目標7 学びを支える環境づくり

⑭ 学習成果の発表・活躍の場の充

⑮ 社会教育施設の活用

基本目標8 学びを活かす人づくり

⑯ 多様な主体による指導者の育成

基本目標9 安全安心で快適な教育環境づくり

⑰ 教育施設の整備

⑱ 感染症の予防・対策

⑲ 学校給食の安全衛生管理

基本目標10 地域全体で教育に取り組む体制づくり

⑳ 学校・家庭・地域の連携強化

㉑ 子どもの安全見守り活動の充実

⑨ 四條畷市教育振興基本計画

【計画の期間】

令和4年度～令和17年度

【基本理念】

みんなの学びが叶うまち ～ 生涯 学び 夢 挑戦 ～

【基本方針と施策】

基本方針1 主体的に考え行動する「生きる力」を育む教育の推進

確かな学力の育成

豊かな心の醸成

健やかな体の育成

基本方針2 個を認め、寄り添い、活かす教育の推進

ライフステージに応じた継続的な支援の充実

多様なニーズに即した教育の提供

基本方針3 地域の教育コミュニティづくりへの支援

家庭・地域・学校の連携、協働の推進

基本方針4 豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援

生涯を通じた学習活動の推進

生涯を豊かにする文化芸術・スポーツ活動の充実

基本方針5 学びを支える教育環境の整備

安心・安全な施設等の段階的整備

持続的で魅力ある学校教育の推進

基本方針6 学びを支える教育体制の整備

教職員の資質能力の向上

持続可能な指導体制の整備

ICT利活用のための基盤整備

